

知立市
文化芸術推進基本計画
中間報告書

2026年3月
知立市教育委員会

目次

第1章 計画の基本的事項	4
1 計画の中間評価にあたって	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 基本的な考え方と施策	6
第2章 中間評価	7
1 社会情勢や国・県・市の動向	7
2 中期評価指標の動き	9
3 現状と課題	10
4 中間評価のまとめ	18
資料編	19
資料1 法律・条例	20
1 知立市文化芸術基本条例	20
2 文化芸術基本法	24
3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	31
4 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律	35
5 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	37
資料2 市民アンケート	41
1 調査結果の概要	41
2 市民アンケート結果	44

第1章 計画の基本的事項

1 計画の中間評価にあたって

本市は、江戸時代より宿場町「池鯉鮒」として栄えた歴史あるまちで、市民によって様々な文化芸術が創造され、継承されてきました。江戸時代から伝承されている「知立の山車文楽とからくり」は2016年にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

また、知立市文化会館（パティオ池鯉鮒、以下、文化会館という）を文化芸術の活動拠点と位置づけ、市民や様々な団体と協働で文化芸術に親しむ機会づくりに取り組んできました。

このような本市の歴史や取組、地域の特性を踏まえ、2018年に制定した「知立市文化芸術基本条例」に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「知立市文化芸術推進基本計画」を策定しています。2025年は計画期間の5年目にあたることから、計画の推進状況の確認を行いました。

2 計画の位置づけ

「知立市総合計画」、「知立市文化芸術基本条例」に基づく計画です。国の「文化芸術基本法」第7条の2「地方文化芸術推進基本計画」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第7条「地域の特性に応じた施策」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条「地方公共団体の計画」にあたります。

また、「知立市歴史文化基本構想」、「彫刻のある風景づくり推進計画」、「知立市観光振興計画」など市の計画との整合性を図っています。

上位計画	知立市総合計画
条例	知立市文化芸術基本条例
国の法律	文化芸術基本法 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律
整合性を図る市の計画	歴史文化基本構想、彫刻のある風景づくり推進計画、観光振興計画等

●●● 文化芸術と本計画の範囲 ●●●

計画の範囲は「文化芸術基本法」「知立市文化芸術基本条例」の「文化芸術」を対象とします。文化芸術施策の推進にあたっては、観光、まちづくり、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮します。

【文化芸術】

知立市文化芸術基本条例 第2条

文化芸術基本法第8条から第13条までに規定する振興その他の施策の対象となる文化芸術その他これらに類するもの

文化芸術基本法 第8条から第13条

第8条 芸術（文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術）

第9条 メディア芸術（映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）

第10条 伝統芸能（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）

第11条 芸能（講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能）

第12条 生活文化（茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化をいう。）

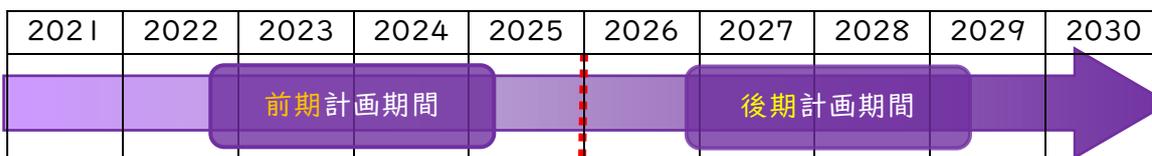
国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽をいう。）
出版物及びレコード等

第13条 文化財（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）

3 計画期間

2021年度を初年度とし、概ね10年（2030年度）を計画期間とします。

計画の5年目の中間年には、市民アンケート調査を再度行い、その結果や統計データから評価指標の動きを確認します。



▲ 中間評価

4 基本的な考え方と施策

4-1 基本的な考え方

本市は、いにしえからの豊かな歴史と文化を築き育む風土を大切にしてきました。本計画は、文化芸術の価値を認識し、様々な文化芸術を受け継ぎ、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造と普及を総合的かつ計画的に進めることにより、一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな地域社会の形成を目指し、以下の基本的な考え方にに基づき、文化芸術の推進を図ります。

知る 育む 心を結ぶ 文化芸術を身近に感じるまちづくり

4-2 基本施策

本計画では、文化芸術の推進のため、以下の基本施策を定めています。

3つの基本施策

だれもが鑑賞・参加・創造できる環境づくり

歴史・文化財を大切にすまちづくり

文化芸術を支える基盤づくり

4-3 重点施策

本計画では、文化芸術の推進のため、以下の重点施策を定めています。

5つの重点施策

- 子どもが様々な文化芸術に親しむことができるまち
- 「知立の山車文楽とからくり」の継承・活用
- 障がい者の文化活動の機会の充実
- 文化芸術を通じた多文化共生への試み
- 多様な情報発信

第2章 中間評価

本計画は、計画の5年目の中間年に、市民アンケート調査を実施し、その結果や統計データから評価指標の動きを確認し、推進状況の確認と改善に役立てるものとしています。

2025年度は計画の5年目にあたることから、市民アンケート調査の実施や統計データの整理を実施し、社会情勢や国・県・市の動向を踏まえた上で、前期計画期間における総括を行います。

I 社会情勢や国・県・市の動向

I-1 社会情勢について

◆ 新型コロナウイルスの世界的な蔓延

2020年から2022年の3年間は新型コロナウイルスの世界的蔓延により、活動自粛を迫られ、人々の文化芸術活動に大きな影響を及ぼしました。しかしながら、先を見通すことができない閉塞感の中、文化芸術は人々の心の支えとなり、生活に楽しみや潤い、活力を与えていることを再認識させられる機会ともなりました。

◆ SDGs の推進

2015年の国連サミットにおいて、2030年までに目指すべき国際目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、SDGsの各目標では、様々な課題の解決に向けた願いが込められています。文化芸術についても、市民誰もが等しく文化芸術に関わることのできる社会を目指すなど、SDGsを推進していくことが求められています。

◆ 高齢化の進展

本市の人口は2019年(72,459人)までは増加傾向にありましたが、この年を機に減少に転じました。本市の人口特性は、近隣市の自動車産業等への就業人口の影響を受けやすいことから、産業等の状況により、現在は再び増加傾向にあり、2025年に過去最高(72,646人)となりましたが、本市の人口はピークを迎えつつあります。全国のような少子化傾向はみられませんが、65歳以上人口は増加を続けており、高齢化が着実に進行しています。地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が大きな課題と考えられます。

本計画の前期計画期間における、各機関の動向は以下の通りとなります。

◆ 国の動向について

2020年には「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するための措置等について定められました。

2021年には「文化財保護法」（1950年施行）が改正され、これまで指定の対象とならなかった多様な無形文化財の積極的な保護を図るための登録制度が創設され、同年12月に「書道」が登録無形文化財に登録されました。

2022年には、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、「博物館法」（1952年施行）が改正され、博物館の事業の見直しや博物館登録制度の見直しなどが図られています。

2023年には、2027年度までを計画期間とする「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定をされ、第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、心豊かで活力ある社会を形成するため、「文化芸術と経済の好循環」の実現に向けた各施策を推進することが定められました。

◆ 県の動向について

2020年には、「愛知県文化財保存活用大綱」が策定され、県内所在の文化財の保存・活用の基本的な方向性が示されました。

2022年には、2023年度～2027年度を計画期間とする「あいち文化芸術振興計画2027」が策定されました。

◆ 市の動向について

2021年には、本市は「SDGs未来都市」に選定をされ、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めていくこととしました。

2025年には、市政運営の方針やまちの将来像を定めた、第7次知立市総合計画を策定し、「輝くまち、みんなの知立」を普遍的な将来像として引き継ぐとともに、「にぎわう・つながる 自分らしさをかなえるまち」を今後10年の戦略的な将来像とし、施策を展開することとしました。

2 中期評価指標の動き

本計画の進捗を確認するために設定をした成果（アウトカム）を把握するため、2025年に市民アンケート調査を実施しました。この調査や統計データを確認した結果、中期評価指標の動きは、以下のとおりとなりました。

指標		実績値(2025)	目標	評価
		策定時(2020)		
全体	知立市を「文化的である」「どちらかといえば文化的である」と感じる人の割合	35.1%	↑	○
		31.4%		
	文化芸術に「とても関心がある」「どちらかといえば関心がある」人の割合	81.5%	↑	○
		59.2%		
基本施策1 く だれもが鑑賞・参加・創造できる環境づくり	文化会館のコンサートや公演「見たことがある」(30~39歳)人の割合	全体55.4%	↑	○
		30~39歳28.1%		
		全体42.2% 30~39歳22.8%		
	1年間に創作・練習・発表などの文化活動に参加している人の割合	全体43.9%	↑	○
		60~69歳48.9%		
		全体29.4% 60~69歳31.4%		
	しみん芸術祭を「見たことがある」人の割合	全体30.1%	↑	○
		30~39歳8.3%		
		全体19.3% 30~39歳7.6%		
基本施策2 る まちづくり 歴史・文化財を大切にす	歴史民俗資料館の年間入館者数	20,059人 (2024年度)	↑	×
		23,028人 (2018年度)		
	知立の山車文楽とからくりを「見たことがある」人の割合	全体66.6%	↑	○
		30~39歳55.2%		
基本施策3 盤 づくり 文化芸術を支える基	文化芸術がまちづくりや福祉・教育に活用されているについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合	41.3%	↑	○
		31.0%		
	イベント・コンサート・発表会など様々な文化芸術情報が入手しやすいについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合	49.6%	↑	○
		37.0%		

◆ 中期評価指標の評価について

「歴史民俗資料館の年間入館者数」の項目を除き、すべての指標において、計画の策定時よりも向上し、目標が達成されていることを確認しました。

中期評価指標の動きからは、本計画の施策の推進により、本市の文化芸術の向上が図られていると評価できます。

歴史民俗資料館の年間入館者数については、2024年度においては、新たな展示設備の設置のために3か月間、一部フロアの閉鎖を行っていたことが、入館者数の減少に影響を与えた可能性があると考えられます。

なお、中期評価指標を把握するために実施した2025年の市民アンケート調査は、2020年の調査手法と一部異なるため、厳密な比較を行うことは困難ですが、2020年の市民アンケート調査よりも、回答数は増え、より多様な視点から回答を得ることができていると考えられます。

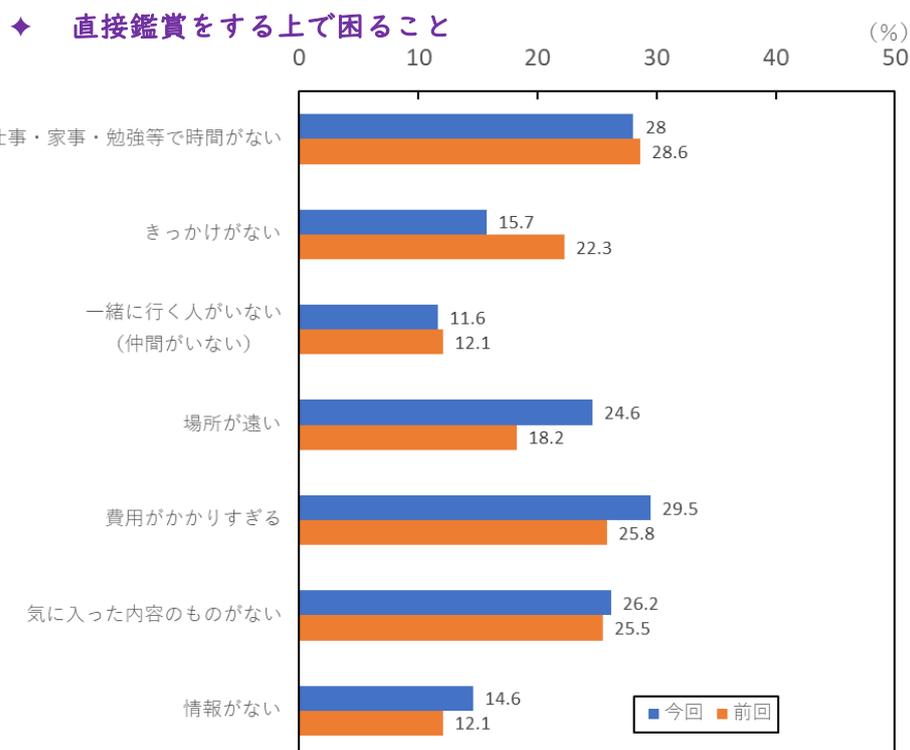
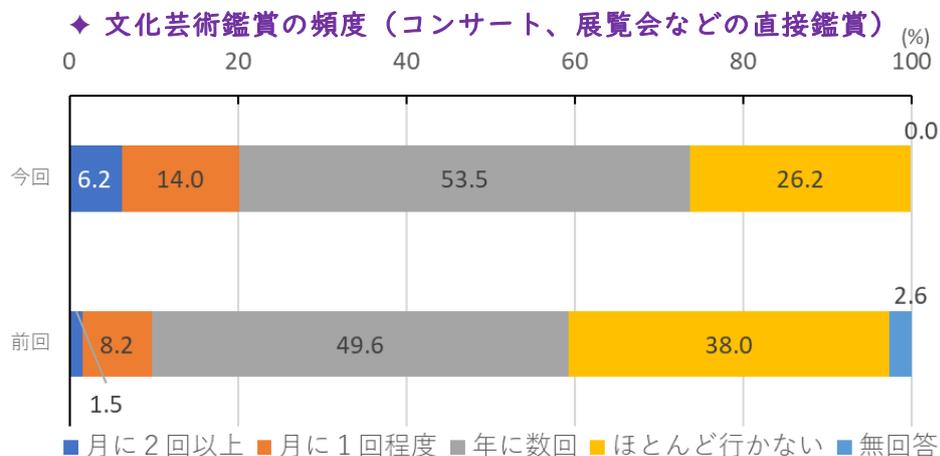
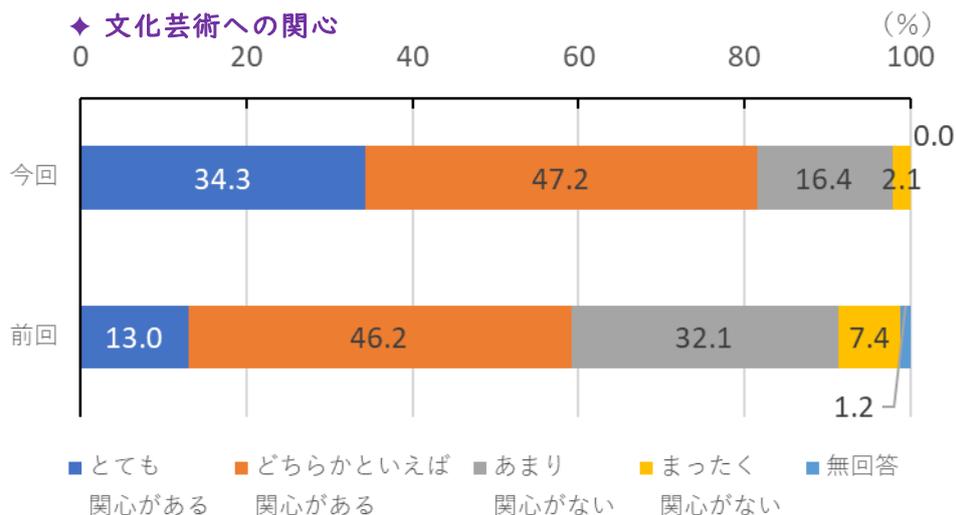
3 現状と課題

社会情勢や市民アンケート調査等の結果を踏まえ、5年前（以下、前回という）と現在（以下、今回という）の変化を踏まえた「現状と課題」について整理を行います。

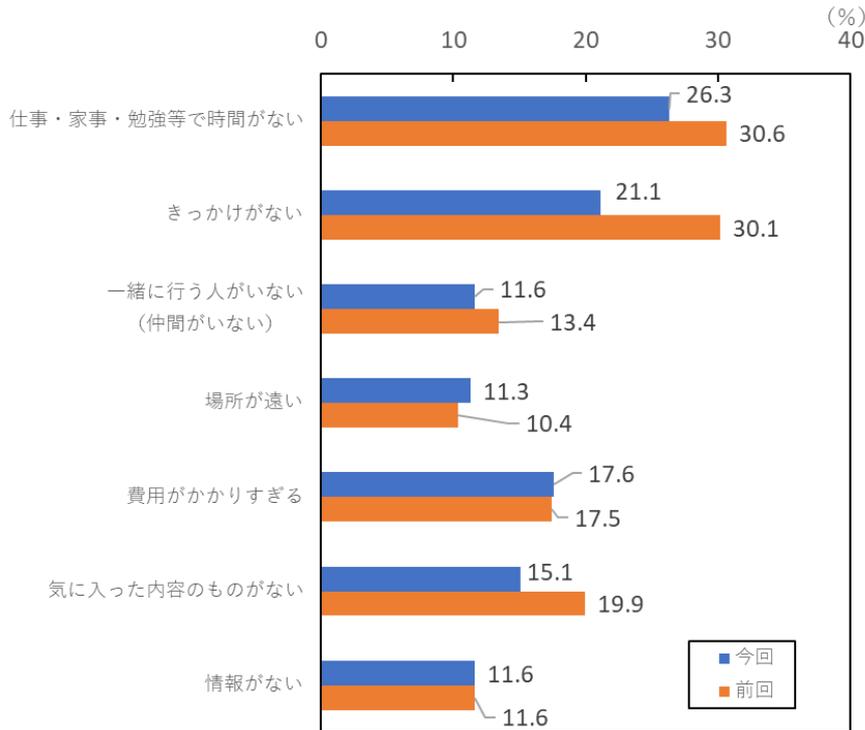
なお、市民アンケート調査の結果については、資料編（41ページ～）に記載をしています。

3-1 市民の文化芸術活動

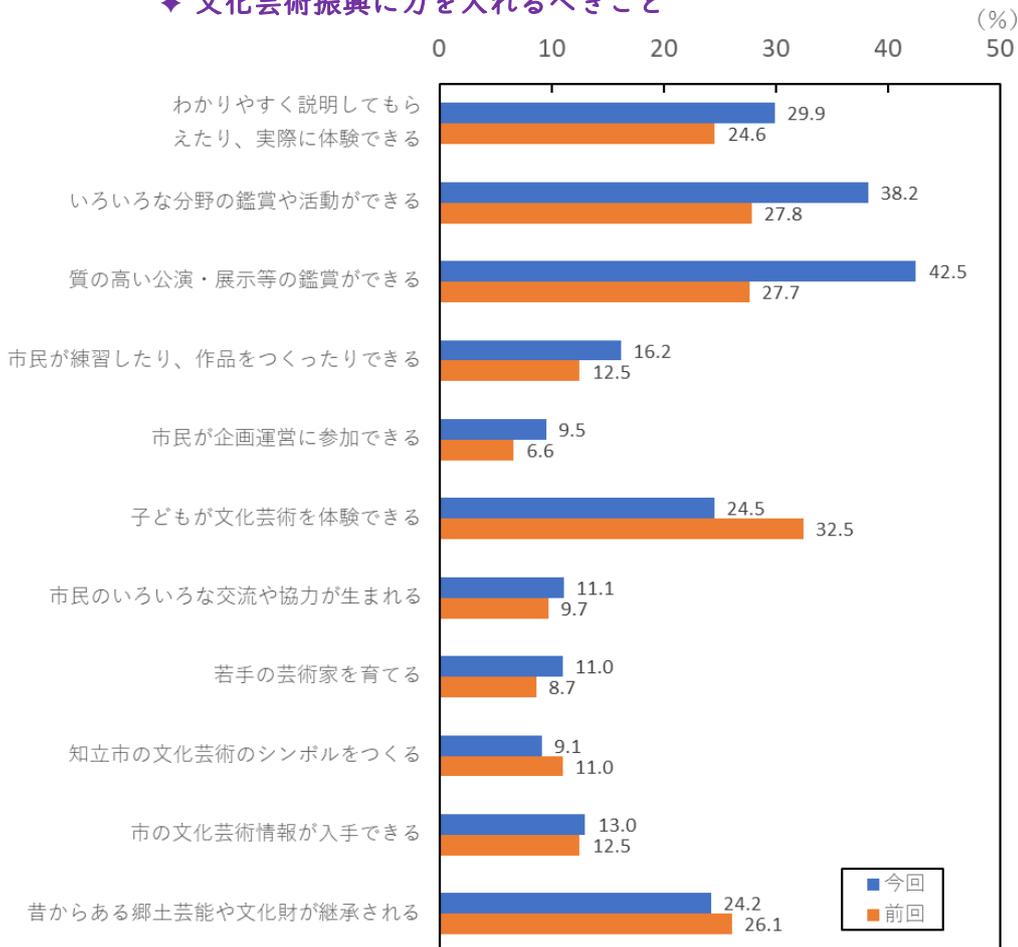
- ・文化芸術への関心について、「どちらかといえば関心がある」「とても関心がある」と答えた市民が、前回よりも増え、文化芸術に関する関心の高まりがみられます。
- ・コンサートや、展覧会での直接鑑賞の機会は、前回に比べ増加しています。また、自身で創作・練習・発表など文化芸術活動を実施している市民も、前回（29.4%）と比べ、今回（43.9%）は増加しています。
- ・直接鑑賞する上で困ることとしては、前は「時間」の問題が最多でしたが、今回は「費用」の問題が最多となっており、物価上昇などの経済環境が、鑑賞を行う上でのハードルを高く押し上げていることが示唆されます。
- ・文化活動をする上で困ることとしては、前回と同様に「時間」、「きっかけがない」という回答が多くを占めました。
- ・力を入れるべきことについては、前回と同様に、より深い理解のための説明や、多様で質の高い内容とすることが求められているといえます。



◆ 文化活動をする上で困ること



◆ 文化芸術振興に力を入れるべきこと



3-2 伝統文化・歴史

- 「知立の山車文楽とからくり」を含む「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されています。また、観光に関する市民アンケートでは、知立市内の観光資源の魅力について、「ちりゅっぴ」「知立まつり」「知立神社」が上位となっています。
- 前期計画期間中には、2023年に「知立の松並木」が県指定文化財、2021年に萬福寺の「方便法身尊像 附 裏書」が市指定文化財に指定されたほか、2024年に牛田八幡社が国の登録文化財として登録されました。本市の文化芸術資源を次代に継承していきます。

◆ 指定文化財（国指定）

重要文化財（建造物）	知立神社 多宝塔
重要無形民俗文化財	知立の山車文楽とからくり

この他、県指定11件、市指定が88件、国の登録文化財が13件あります。

◆ 知立市の歴史文化の特徴

<p>○地名「ちりゅう」とその名を冠した知立神社</p> <p>古代からこの地域の地名である「ちりゅう」は、漢字表記の変化はありつつも、現在でも受け継がれています。また、地名と同じ名前を持つ知立神社も古い歴史を有し、地域のシンボルとなっています。これら古代から引き継ぐ地名「ちりゅう」と知立神社に受け継がれている信仰と祭祀は、知立市の歴史文化の特徴となっています。</p>
<p>○東国への玄関となる尾張と三河の境での交流</p> <p>知立は、古代から尾張と三河、さらには西日本と東日本を繋ぐ玄関口となる地域でした。原始の頃に河川の水利を活かして他地域との交流が開始されて以降、河川や街道、鉄道等を通じて行き交う人々の交流によって地域が栄えました。</p>

資料：知立市歴史文化基本構想

◆ 知立市の観光資源の魅力（特に魅力的・魅力的の回答者の割合の多い順）

2022年調査	2016年調査
①ちりゅっぴ	①知立まつり
②知立まつり	②ちりゅっぴ
③知立神社	③知立神社
④ドリームイルミネーション	④かきつばたまつり
⑤かきつばたまつり	⑤東海道松並木

資料：知立市観光振興計画（改定版）

3-3 文化芸術を支える基盤

(1) 人材

- 本市では、地域で活動したり、これからの活躍が期待されるアーティストの発表の機会を文化会館、リリオ・コンサートホール等で提供しています。
- 支援者としては、文化施設の専門職やパティオ・ウェーブ会員などがあげられます。
- 知立まつりは多くの関係者の努力で継続されていますが、将来の少子高齢化社会におけるまつりの存続について危惧する声も聞かれ、後継者の育成や組織作りを推進する必要があります。

◆ 文筆家・芸術家・芸能家の人数

文筆家・芸術家・芸能家	450人*
-------------	-------

資料：総務省「国勢調査」（2015年）※ 2020年調査における該当データが公表されていない

◆ 文化芸術活動の支援（ボランティア）を行った人（過去1年間）

項目	今回	前回
地域の祭や文化活動を支援する活動や寄付	14.1%	8.5%
文化芸術イベント・アーティスト・文化施設を支援する活動	6.5%	1.9%
文化芸術団体や文化施設への寄付	2.0%	0.6%

資料：市民アンケート（2025年）資料編 P.62 参照

◆ 市内の主な文化団体

<p>知立市文化協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 市から委託を受けて、市民文化のつどい、しみん芸術祭、知立市美術展、文化講演会、市民茶会等を実施 芸能部門、美術部門、創作部門、茶華道部門の各部会の発表会や展示会、市民教室などを実施
<p>知立山車連合保存会</p> <ul style="list-style-type: none"> 知立まつり五か町祭礼惣代（山町・中新町・本町・西町・宝町）、知立山車文楽保存会、知立からくり保存会等から構成
<p>一般財団法人ちりゅう芸術創造協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化・芸術及び教育に関する事業を通じて、文化を享受し、文化を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行う。文化会館の指定管理者
<p>パティオ・ウェーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化会館で開催される自主企画事業の支援と事業を遂行するためのホールボランティアの会
<p>知立まちづくり株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 「リリオ・コンサートホール」「リリオ・パーキング」を管理運営する、知立市出資の第三セクター

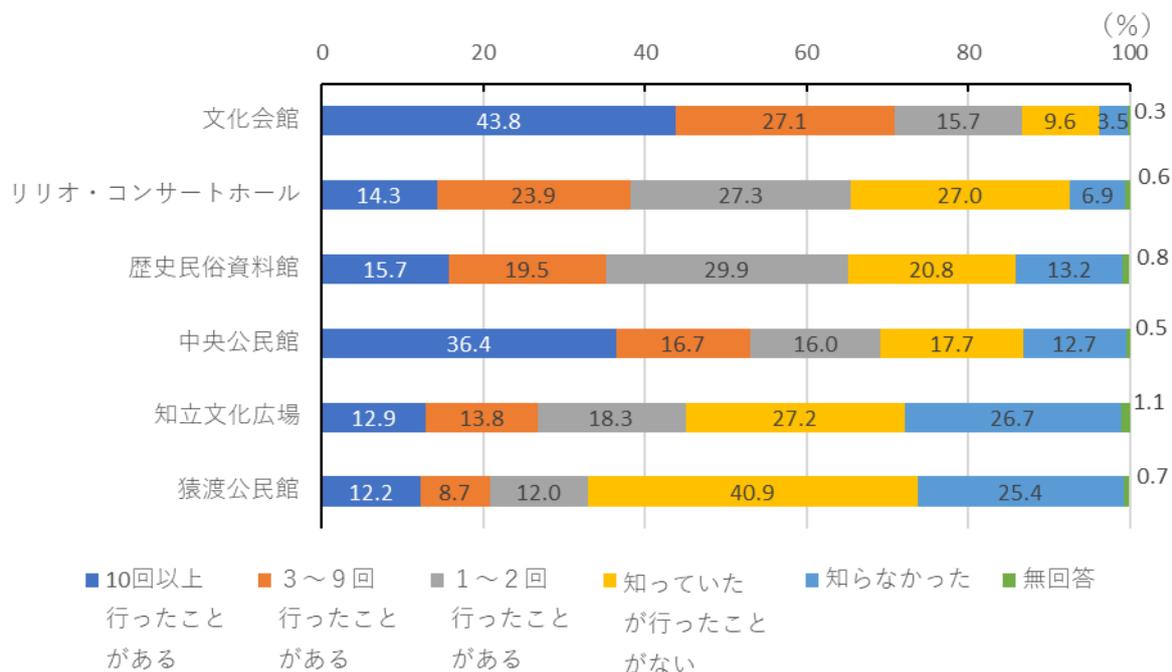
(2) 文化芸術関連施設

- 2024年度の延べ利用者数は、文化会館で176,663人、知立市歴史民俗資料館で20,059人、知立市中央公民館は80,863人と多くの市民に利用されています。
- 市民アンケートでは、これまで文化会館に行ったことのある市民は約8割、歴史民俗資料館で約6割となっています。また、本市の文化芸術環境について、鑑賞したり、活動したりするための文化施設があることについて、一定の評価を得ています。
- 文化会館が築25年、リリオ・コンサートホールが築27年となり、老朽化が進んでいます。また、本市は「2050年、ゼロカーボンシティ」を表明しており、長寿命化に向けた計画的な改修に加えて、環境負荷低減のため、可能な限りエネルギー効率の高い施設となるよう検討をすることが必要です。

市内の主な文化芸術関連施設

名称	施設
知立市文化会館（パティオ池鯉鮒）	知立市上重原町間瀬口116番地 [施設内容] かきつばたホール（841～1,004席）、花しょうぶホール（244～293席）、ギャラリー、リハーサル室、ワークショップ室、講義室、和室、茶室、工芸室等
リリオ・コンサートホール	知立市中町中132番地 [施設内容] コン서트ホール（284席）、会議室、和室、リハーサル室
知立市歴史民俗資料館	知立市南新地二丁目3番地3 [施設内容] 展示室、収蔵庫等
知立市中央公民館	知立市広見三丁目1番地 [施設内容] 講堂（定員500人）、1階ホール、会議室、講座室、視聴覚室、和室、実習室、料理実習室、展示室、展示ホール、控室
知立文化広場	知立市八橋町井戸尻28番地1 [施設内容] 研修室、和室、展示ホール、茶室、グランド
知立市猿渡公民館	知立市上重原町小針118番地6 [施設内容] 会議室、和室、講座室、実習室
市内の茶室	知立文化広場(八橋庵)、無量壽寺(燕子庵)、知立神社(池鯉鮒庵)、知立市文化会館(知心庵)

◆文化芸術施設等の利用状況



資料：市民アンケート(2025年)資料編 P.49 参照

(3) 文化芸術情報

- 文化会館の事業、彫刻のあるまちづくりをはじめ、認知度は高い状況にあり、総じて前回よりも高まっているといえます。市内の文化芸術情報については、市の広報、チラシ・ポスター・パンフレットなどが重要であることは変わりません。
- SNSやホームページ・ネット検索による情報の入手が前回より一般的になってきており、雑誌や新聞等の影響力が小さくなってきています。情報の発信手段について、受け手を意識した手段を用いる必要があります。

◆市内の文化芸術情報の入手方法

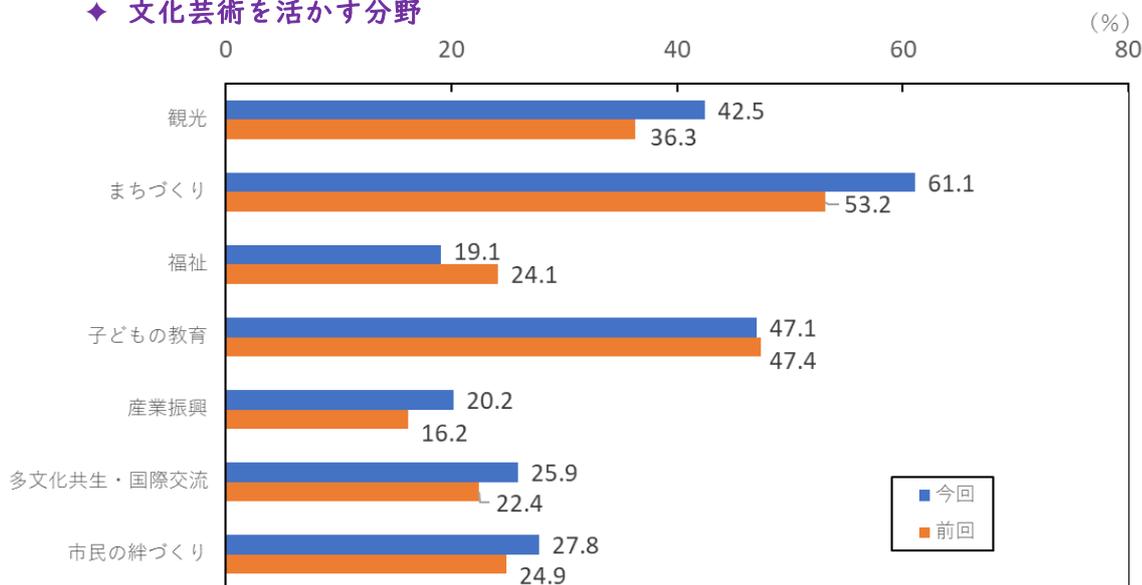
項目	今回	前回
①市の広報	74.0%	73.0%
②チラシ・ポスター・パンフレット	33.3%	35.5%
③SNS	26.0%	1.9%
④ホームページ・ネット検索	20.5%	7.3%
⑤知人・友人・家族など人から	18.6%	19.5%
⑥雑誌・情報誌・タウン誌	9.3%	19.0%
⑦新聞	5.7%	11.1%

資料：市民アンケート(2025年)資料編 P.48 参照

3-4 関連分野との連携

- 市民アンケートでは、文化芸術を活かす分野について、「まちづくり」「子どもの教育」「観光」について多くの回答がみられ、前回と同様の傾向となりました。
- 文化芸術を活かす分野について「まちづくり」については、18歳以上の市民に強く重視されている一方、「子どもの教育」については子育て世代となった30歳代の市民が強く重視しています。
- 市内在住の外国人の数は約5,700人で、2025年3月末現在の本市の外国人の人口の割合は約7.8%となります。
- 国の「文化芸術推進基本計画（第2期）」で「多様性を尊重した文化芸術の振興」が重点取組みとして明示され、子どもから高齢者まで、障がい者や在留外国人などが文化芸術を享受できる環境を整えることが示されています。
- 第7次知立市総合計画では、東海道の宿場町で交通の要衝として発展してきた歴史を地域資源と捉え、磨き上げることで、地域の魅力を高め、選ばれるまちとなることができるとしています。
- 知立市観光振興計画（改定版）では、市民が観光資源（市の文化財等）の由緒を知り、理解することで地域への愛着が生まれ、自らの地域への誇りを持ち、魅力ある地域として外部からの来訪者を迎えることができるとしています。

◆ 文化芸術を活かす分野



資料：市民アンケート(2025年)資料編 P.67 参照

前期計画期間においては、「知る 育む 心をつなぐ 文化芸術を感じるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本施策と5つの重点施策により、文化芸術の振興を推進してきました。

計画の策定から5年の間には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、文化芸術活動そのものが困難となり、文化芸術の振興を図るうえで、本市ならびに各団体は苦境に立たされました。文化芸術活動は不要不急と取り扱われ、文化芸術イベントの中止、延期、規模縮小や行動自粛により、文化芸術活動が停滞することとなりました。

その一方で、オンラインによる鑑賞が新たな選択肢として現れ、文化芸術体験の可能性が広がるとともに、直接鑑賞をする、自らが演者となるような、リアルな体験の価値をみなが再認識した5年間であったとも言えます。

社会情勢からは、SDGsの考え方に代表されるよう、「多様性」や「持続可能性」についての重要性が認識され、文化芸術の分野においても意識する必要がある時代となりました。

また、今後の本市のまちづくりの観点からも、豊かな歴史を持ち、先人たちの培ってきた「文化」、「伝統」、「芸術」は、各計画において、地域の資源となり魅力を高める、まちづくりの鍵であると捉えられています。

中間評価に際して実施した市民アンケート調査においては、コロナ禍による文化芸術活動への影響が懸念されましたが、物理的な距離を取らなくてはならなかった期間が、暮らしに潤いと活力を与える文化芸術活動の意義を感じさせ、前回以上の文化芸術に対する高い関心や認知、活動状況につながり、中期評価指標は良好な結果となったと考えられます。

同時に、調査結果からは物価高騰など、経済状況の変化から、費用に対する懸念が増大しており、文化芸術活動へ与える影響を注視していくことが必要です。そのほか文化芸術に関する情報の入手手段について移り変わりがあったものの、市民の関心のある分野や、鑑賞・活動を行う上での障害となる点、今後力を入れるべき点や分野等について、概ね前回と同様の傾向を示していることが確認されました。

前期計画期間においては、本市や各団体における文化芸術の振興が一定の成果を上げていると評価されます。社会情勢の変化に注視をしつつ、2030年の目標年に向け、今後5年の後期計画期間において、引き続き本計画の施策を推進していくことが望まれます。

資料編

Ⅰ 知立市文化芸術基本条例

平成30年3月26日条例第19号

改正 平成31年3月20日条例第18号

私たちのまち知立市は、いにしえからの豊かな歴史と文化を築き育む風土を大切に受け継いできました。

在原業平や松尾芭蕉が歌に詠み、尾形光琳が描いた燕子花図屏風で知られる八橋のかきつばた。歌川広重が描いた馬市の名残を残す東海道の松並木。明治神宮から御下賜された知立公園の花しょうぶ。そして、ユネスコ無形文化遺産に登録された知立祭りの山車文楽とからくり。これらは知立市の宝であり、先人たちが大切に守り育ててきた文化芸術活動のたまものです。

これら受け継がれてきた文化芸術と、新たに生まれる文化芸術が混ざり合い、私たちのまちは形作られています。

文化芸術を自由に創造し、享受することは、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力があります。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉の発展、コミュニティづくり、多文化共生の促進など幅広い分野において重要な役割を担うものであり、住みよく活力あるまちづくりのためになくてはならないものです。

私たちは、文化芸術の価値を認識し、様々な文化芸術を受け継ぎ、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造と普及を総合的かつ計画的に進めることにより、一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな地域社会の形成を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、その基本理念を定め、並びに市民、文化芸術団体、学校及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第8条から第13条までに規定する振興その他の施策の対象となる文化芸術その他これらに類するものをいう。

(2) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事業所等に勤務する個人

ウ 市内の学校に在学する個人

エ 市内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う個人

(3) 文化芸術団体 市内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。

(4) 学校 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他学校教育に類する教育を行う教育施設をいう。）をいう。

(5) 事業者 市内に事業所等を有する法人その他の団体及び個人をいう。

(6) 多文化共生 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性が十分に尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が理解され、及び促進されるよう配慮されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、誰もが文化芸術を創造し、誰もが享受する、そのことが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、全ての市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、国籍、民族等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、歴史や風土の中で培われ、先人から引き継がれてきた文化芸術が保存され、及び記録され、並びに将来に継承されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市の内外に広く文化芸術が発信されるとともに、文化芸術を通じて交流が促進されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、広く市民等の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の歴史、風土等地域の特性を踏まえて文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術に関する施策を推進するに当たり、必要に応じ、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生その他の施策と連携を図るものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策を推進するとともに、遊びや憩いの機会が創出されるよう努

めるものとする。

4 市は、文化芸術に関し、調査、研究、記録、保存及び発信に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを認識するとともに、主体的にその活力と創意を生かして、広く文化芸術の創造及び発展に努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、文化芸術活動の充実に資するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実に図り、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努めることにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努めることにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(基本計画)

第9条 教育委員会は、法第7条の2第1項の規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第10条 市及び市民等は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育むため、子どもが優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等に対する文化芸術に関する施策の充実)

第11条 市及び市民等は、高齢者、障害者等が文化芸術に親しむとともに、自主的な文化芸術活動を行うことができるよう、必要な取組を行うよう努めるものとする。

(伝統的な文化芸術の保存等)

第12条 市及び市民等は、伝統的な文化芸術の保存及び継承並びに発展に努めるものとする。

(国際文化交流の推進等)

第13条 市及び市民等は、文化芸術活動を通じて、国際交流の推進に努めるものとする。

2 市及び市民等は、文化芸術活動を通じて、多文化共生の推進に努めるものとする。

(人材の育成)

第14条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動を支援する者その他の文化芸術を担う者の育成に努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備と連携の強化)

第15条 市は、文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備を図るものとする。

2 市は、文化芸術に関し、市民等の連携の強化及び促進に資する施策の実施に努めるものと

する。

(財政上の措置)

第 16 条 市は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第 17 条 市は、文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(知立市文化芸術推進会議)

第 18 条 教育委員会の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、法第 37 条の規定に基づき、知立市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 文化芸術団体を代表する者

(3) 福祉又は学校教育の関係者

(4) 市民

(5) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「

福祉体育館運営審議会委員

」を「

福祉体育館運営審議会委員

文化芸術推進会議委員

」に改める。

2 文化芸術基本法

平成13年12月7日号外法律第148号
最終改正 令和1年6月7日号外法律第26号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重

されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受できるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存

及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれ

を創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

- 一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号
- 二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項
- 三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項
- 四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月27日号外法律第49号

最終改正 平成29年6月23日号外法律第73号

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあ

り、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。

- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

4 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

平成6年11月25日号外法律第107号

(目的)

第一条 この法律は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「音楽文化」とは、音楽の創作及び演奏、音楽の鑑賞その他の音楽に係る国民娯楽、音楽に係る文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。

2 この法律において「音楽学習」とは、学校教育に係る学習、家庭教育に係る学習、社会教育に係る学習、文化活動その他の生涯学習の諸活動であって、音楽に係るものをいう。

3 この法律において「学習環境」とは、音楽学習を行うために必要な施設(設備を含む。以下同じ。)等の物的条件、指導者、助言者等の人的条件その他円滑な音楽学習を行うための諸条件をいう。

(施策の方針)

第三条 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、幼

児、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

(地方公共団体の事業)

第四条 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断によりおおむね次の各号に掲げる学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

- 一 音楽の演奏及び鑑賞に係る行事を主催すること。
- 二 音楽に係る社会教育のための講座を開設すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、音楽学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
- 四 当該地方公共団体の設置する学校の教育に支障のない限り、その学校の施設を音楽学習のための住民の利用に供すること。
- 五 音楽学習に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 六 音楽学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 七 音楽文化に関する調査研究を推進すること。
- 八 音楽を通じた国際文化交流事業を行うこと。

2 地方公共団体は、前項に規定する事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が第一項に規定する事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(民間団体の行う事業の振興)

第五条 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

(顕彰)

第六条 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国際音楽の日)

第七条 国民の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和二十六年条約第四号）の精神にのっとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

2 国際音楽の日は、十月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成30年6月13日号外法律第47号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、

及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勧告して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環

境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

資料 2	市民アンケート
------	---------

1 調査結果の概要

(1) 調査の目的

「文化芸術推進基本計画」は、2025年度に計画期間の中間年（5年目）を迎えることから、市民アンケート調査を行い、結果に基づき評価指標の動きを確認します。

(2) 調査の設計

対象	市民等（18歳未満の者や、市外在住者も回答可とする）		
調査手法	インターネットによる調査 （ただし、「知立市歴史民俗資料館・図書館」「文化会館（パティオ池鯉鮒）」「リリオ・コンサートホール」「中央公民館」「猿渡公民館」においては紙の調査票を設置）		
調査期間	2025年4月25日（金）～5月25日（日）		
回収方法	合計	インターネット	紙の調査票
回答数	1,105	（うち 1,034）	（うち 71）
設問	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性 ・知立市の文化芸術 ・直接鑑賞 ・創作・練習など文化活動 ・文化活動の支援 ・文化芸術の推進について 		

前回（2020年）の調査では、無作為に抽出した市民に対し、郵送により調査票を送付し、返送を依頼する形式でありましたが、今回（2025年）の調査では、インターネットによる調査を主体とし、広報ちりゅうや市公式ホームページ、LINE アカウントによる配信、チラシの配布により広く周知を図りました。

設問に関しては、前回とほぼ同一の内容とし、前回の調査から経過を観察できるものとしています。しかしながら、本市の文化芸術の振興を検討する上において、幅広い年齢層や、本市に関わりのある方からの意見を取り入れることも有用と考えられることから、前回の調査では対象外とされた「18歳未満」を対象としたほか、「市外」にお住まいの方も対象としました。

(3) 報告書の見方

- ・比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100にならないことがあります。
- ・基数となるべき実数は、n (number of case の略) として掲載しました。本文中の比率はすべてnを100%として算出しています。
- ・本報告書の表、グラフ等の見出しおよび文書中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- ・クロス集計では、属性などが無回答について非掲載としていることがあるため、クロス集計の回答者数の合計が全体の回答者数を下回る場合があります。
- ・報告書中、「今回」は2025年調査、「前回」は2020年調査を指します。

(4) 調査結果のまとめ

○回答者自身のことについて

今回の調査では、前回の調査を上回る1,105件の回答を得ることができました。回答者の性別の割合は、前回と大きくは変わりありません。年齢については、前回は対象外とされた「18歳未満」(2.4%)の回答を得られているほか「50歳～69歳」(51.3%)の年齢層が厚くなっています。このため、在住歴は「20年以上」(59.7%)が最も多く、職業をお持ちであることから、仕事を通じ社会参加をしている方が多いことが特徴と言えます。

○知立市の文化芸術

文化芸術への関心の有無について、「とても関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答した割合(81.5%)が、前回(59.2%)に比べ増加しました。

知立市の文化芸術イベントや活動の認知度について、「知っており、見たことがある」をみると、「知立の山車文楽とからくり」(66.6%)、「彫刻のあるまちづくり」(60.7%)、「パティオ池鯉鮒でのコンサートや公演」(55.4%)の順に高くなっており、前回と同様の傾向ですが、割合は高まっています。一方、「知らなかった」をみると、「市民文化のつどい」(43.0%)、「知立市の出身や活動拠点のアーティストの公演」(39.0%)、が他と比べて高くなっており、こちらも前回と同様の傾向でした。

知立市内の文化芸術情報の入手方法について、「広報ちりゅう」(74.0%)、「チラシ・ポスター・パンフレット」(33.3%)と回答をした割合が高かったのは前回と変わりませんが、「SNS」(26.0%)や「ホームページ・ネット検索」(20.5%)の割合が高くなり、「雑誌・情報誌・タウン誌」(9.3%)や「新聞」(5.7%)の割合が低下し、入手方法の移り変わりが見られます。

市内の文化芸術施設等の利用状況について、「10回以上行ったことがある」をみると、文化会館(43.8%)と中央公民館(36.4%)が高くなっています。「知らなかった」については、知立文化広場(26.7%)で高くなっています。今回は、年齢層が高い回答者の割合が増加したため、「回数」の点では前回よりも増加したと考えられます。

○直接鑑賞について

文化芸術の直接鑑賞の頻度について、「年に数回」が53.5%と最も高く、次いで「ほとんど行かない」が26.2%となっています。

鑑賞分野について、「音楽」(58.6%)、「美術」(41.9%)、「映画」(40.5%)、の順に高くなっており、上位3分野の顔ぶれは前回と変わりありませんでした。

鑑賞の場所について、「知立市内では、ほとんどしない」が47.7%と最も高く、次いで「時々、知立市内」が33.5%となり、前回と同様に市外での鑑賞が多くなっています。市外の鑑賞の場所については、「名古屋市」「隣接の市」などがあげられています。

直接鑑賞する上で困ることとして、「費用がかかりすぎる」(29.5%)、「仕事・家事・勉強等で時間がない」(28.0%)、「気に入った内容のものがない」(26.2%)、「場所が遠い」(24.6%)の順に高くなっています。

○創作・練習など文化活動

現在、活動している分野について、「音楽」が22.5%と最も高く、次いで「美術」が14.7%となっています。今後、活動してみたい分野について、「音楽」が31.9%と最も高く、次いで「美術」24.6%、「生活文化」が18.6%となっています。

文化活動をする上で困ることとして、「仕事・家事・勉強等で時間がない」(26.3%)、「きっかけがない」(21.1%)が高くなっています。前回と同様の傾向でした。

○文化活動の支援

過去1年間の文化活動の支援の経験について、「特にない」が80.6%で、「地域の祭や文化活動を支援する活動や寄付」が14.1%となっています。

○文化芸術の推進について

知立市の文化芸術環境について、「伝統や歴史豊かな郷土文化が継承されている」と「鑑賞したり、活動するための文化施設がある」は比較的評価が高くなっています。総じて前回と傾向は同じで、各項目の評価が上がっていることが確認されます。

知立市が「文化的なまち」と感じるかどうかについて、「どちらともいえない」が31.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば文化的であると感じる」が28.0%となっています。

文化芸術振興に取り組むにあたり力を入れるべきこととして、「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」(42.5%)、「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」(38.2%)、「わかりやすく説明してもらえたり、実際に体験できる」(29.9%)、「子どもが文化芸術を体験できる」(24.5%)、「昔からある郷土芸能や文化財が継承される」(24.2%)の順となっています。今回は「子どもが文化芸術を体験できる」の回答割合が低下しましたが、子育てに区切りがついた50歳以上の回答者の割合が高かったことが要因と思われます。

文化芸術を活かす分野として、「まちづくり」が61.1%と最も高く、次いで「子どもの教育」が47.1%、「観光」が42.5%となっています。

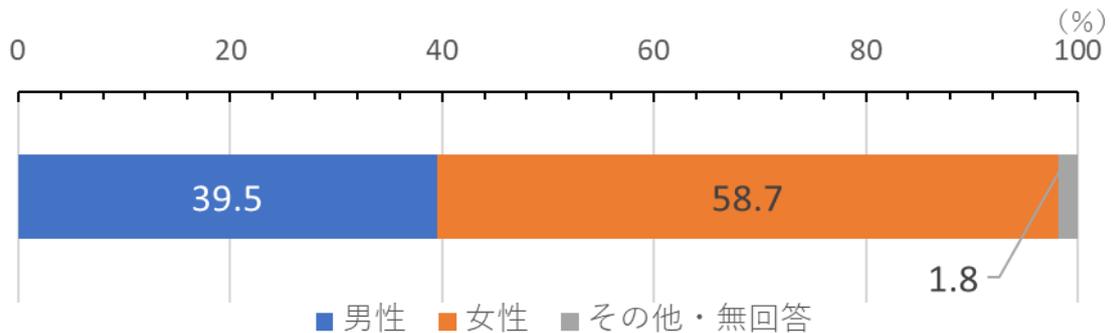
2 市民アンケート結果

(1) 回答者自身のことについて

①性別

n=1105

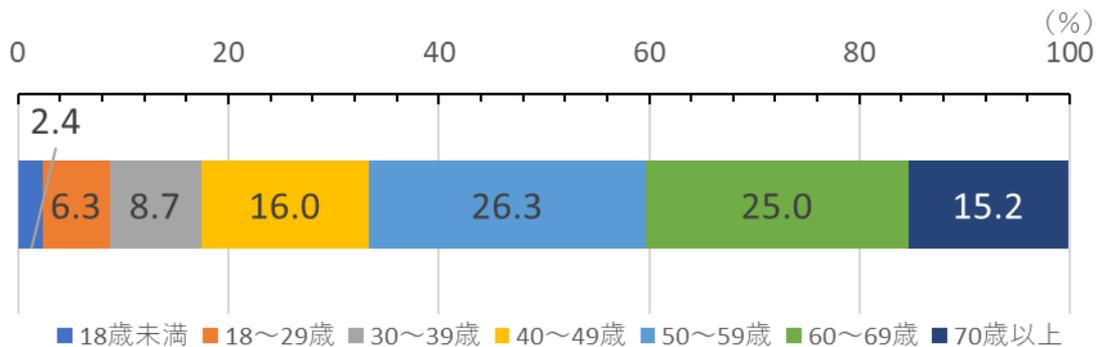
回答者は、「女性」が58.7%、「男性」が39.5%です。



②年齢

n=1105

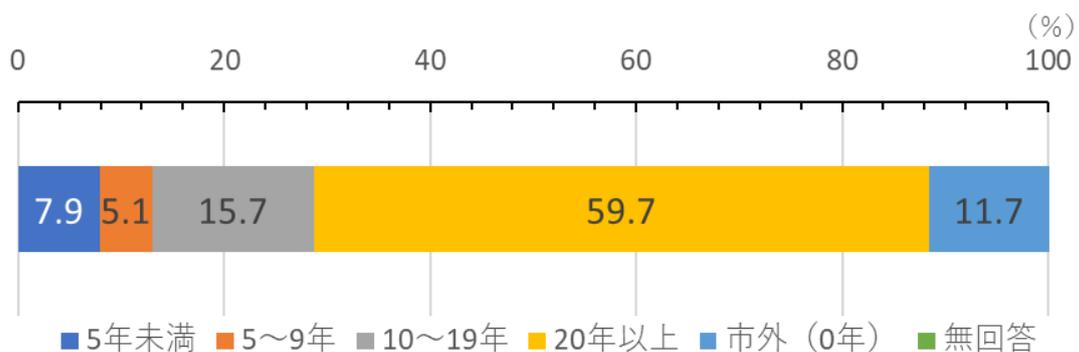
「50～59歳」が26.3%、「60～69歳」が25.0%、です。



③知立市のでの在住歴

n=1105

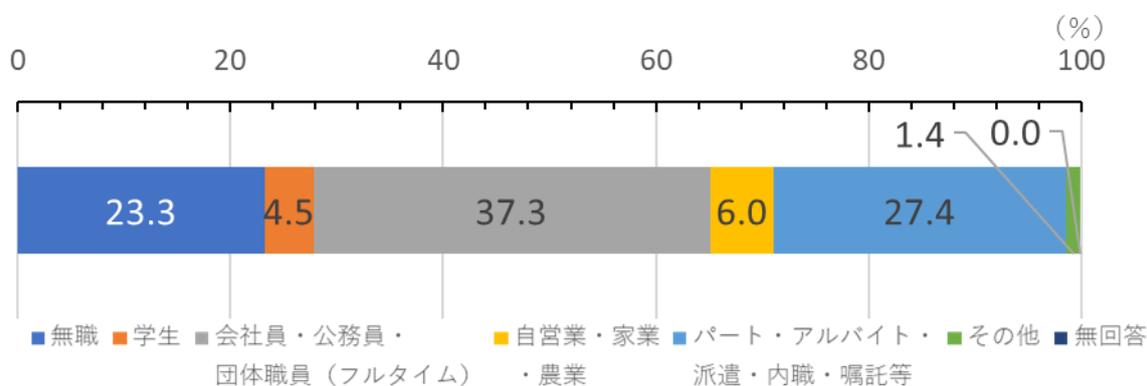
「20年以上」が59.7%となっています。



④職業

n=1105

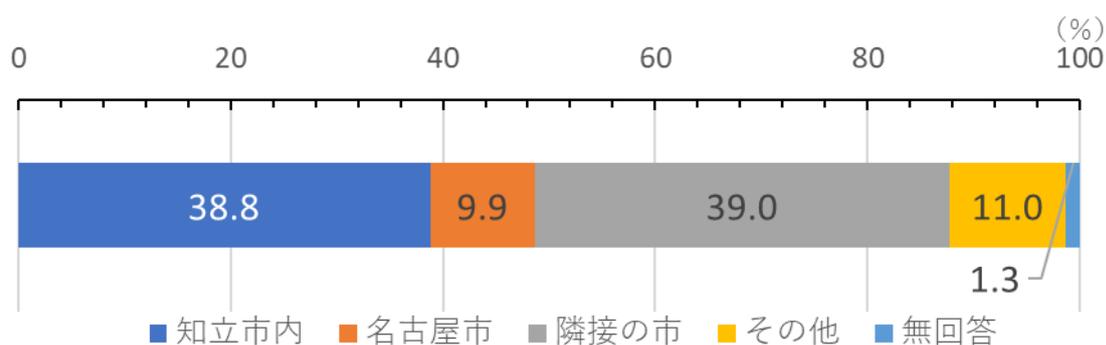
「会社員・公務員・団体職員（フルタイム）」が37.3%、「パート・アルバイト等」が27.4%となっています。



⑤通勤・通学先

n=847

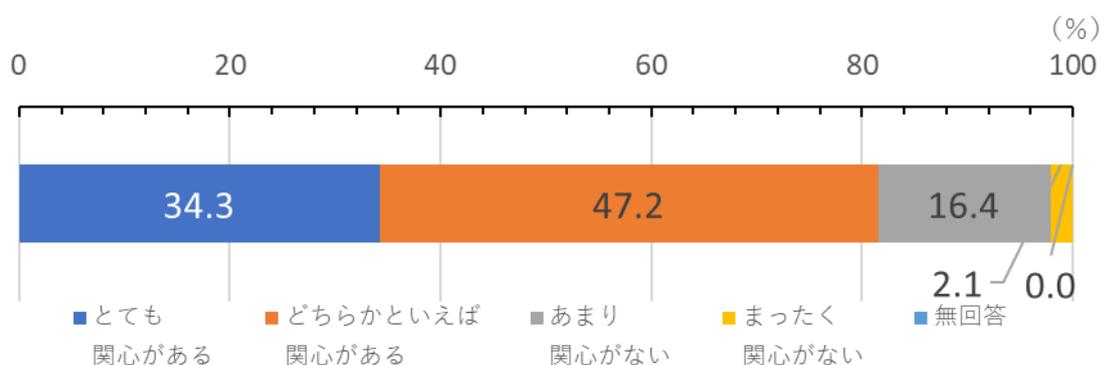
「隣接の市」が39.0%、「知立市内」が38.8%となっています。



⑥文化芸術への関心の有無

n=1105

「どちらかといえば関心がある」が47.2%と最も高く、次いで「とても関心がある」が34.3%となっています。



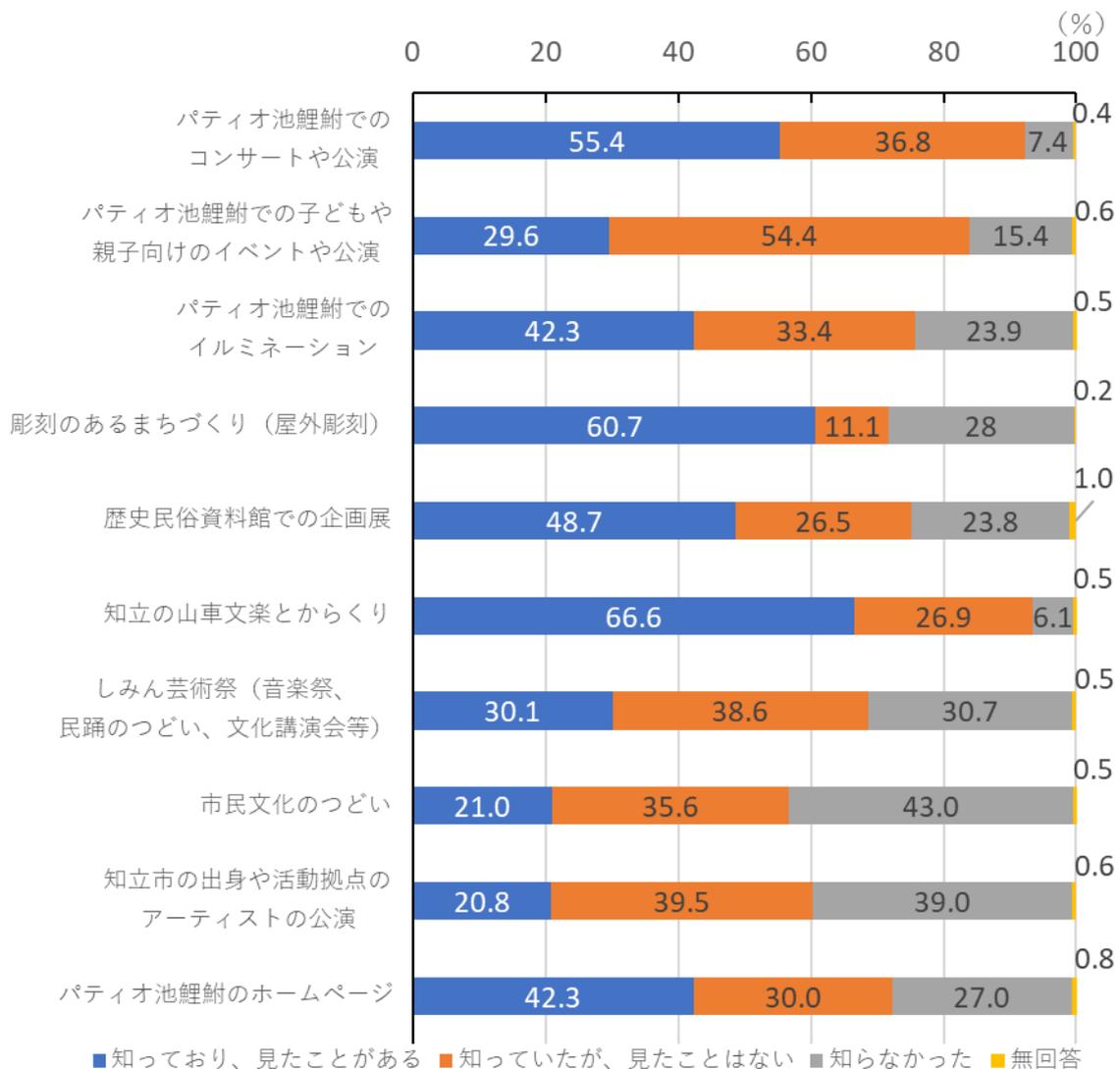
(2) 知立市の文化芸術

①知立市の文化芸術イベントや活動の認知度

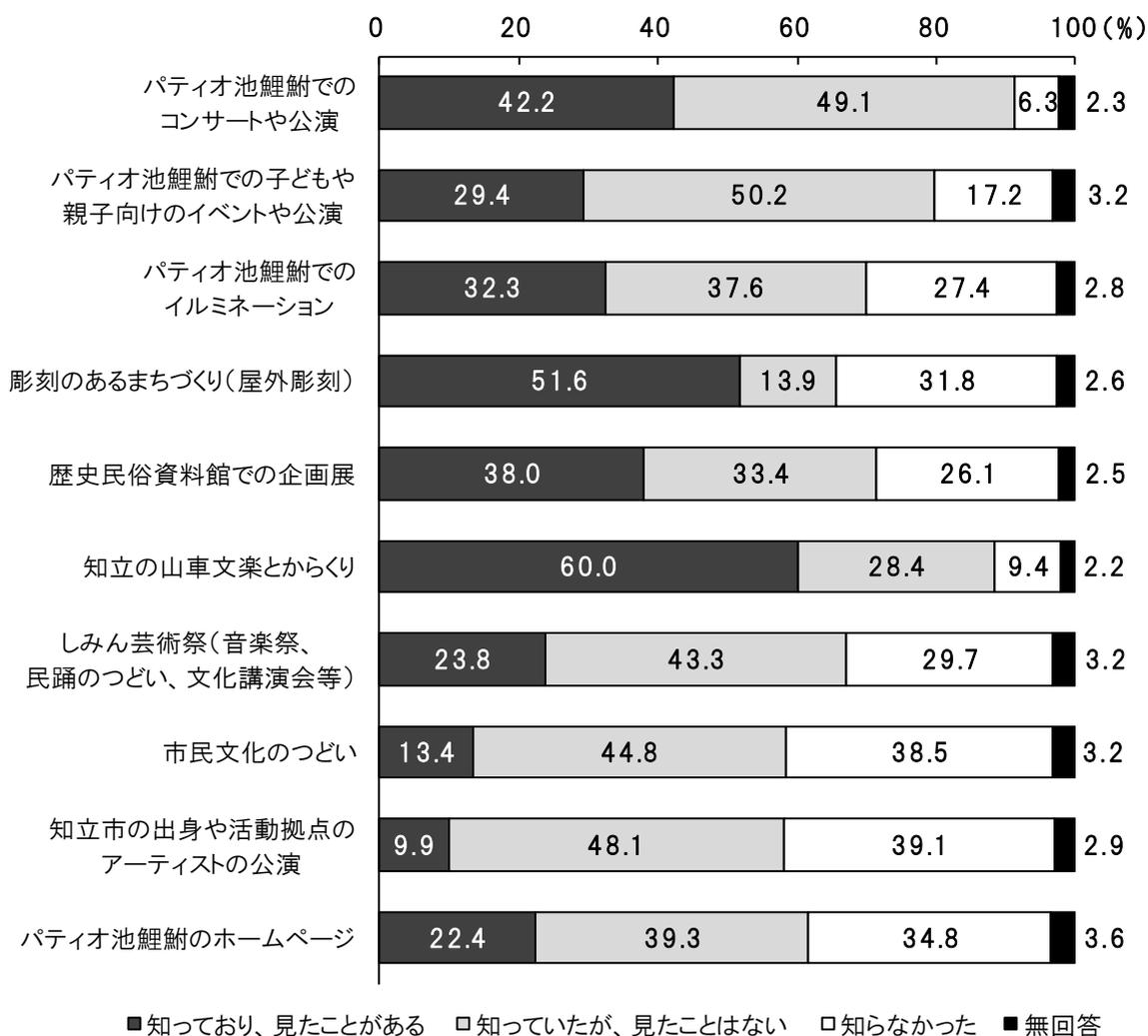
■ あなたは、知立市で行われている次の文化芸術のイベントや活動について、ご存知ですか。(あてはまるすべてに○)

n=1105

「知っており、見たことがある」をみると、知立の山車文楽とからくり、彫刻のあるまちづくり、パティオ池鯉鮒でのコンサートや公演の順に高くなっています。一方、「知らなかった」をみると、市民文化のつどい、知立市の出身や活動拠点のアーティストの公演が他と比べて高くなっています。



【参考：前回（2020年）調査】

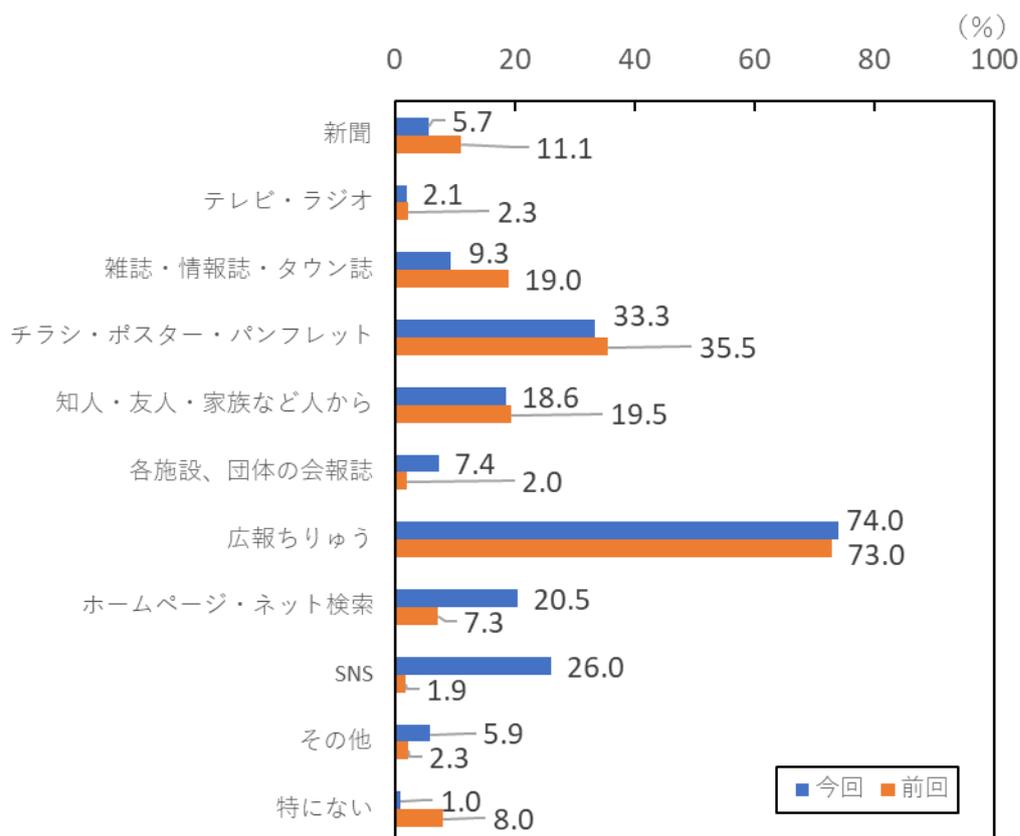


②知立市内の文化芸術情報の入手方法

■ あなたは、知立市内の芸術文化、伝統文化、市民の文化活動等に関する「情報」をどこから入手していますか。(3つまで○)

n=1105

「広報ちりゅう」が74.0%と最も高く、次いで「チラシ・ポスター・パンフレット」33.3%、「SNS」が26.0%、「ホームページ・ネット検索」が20.5%となっています。

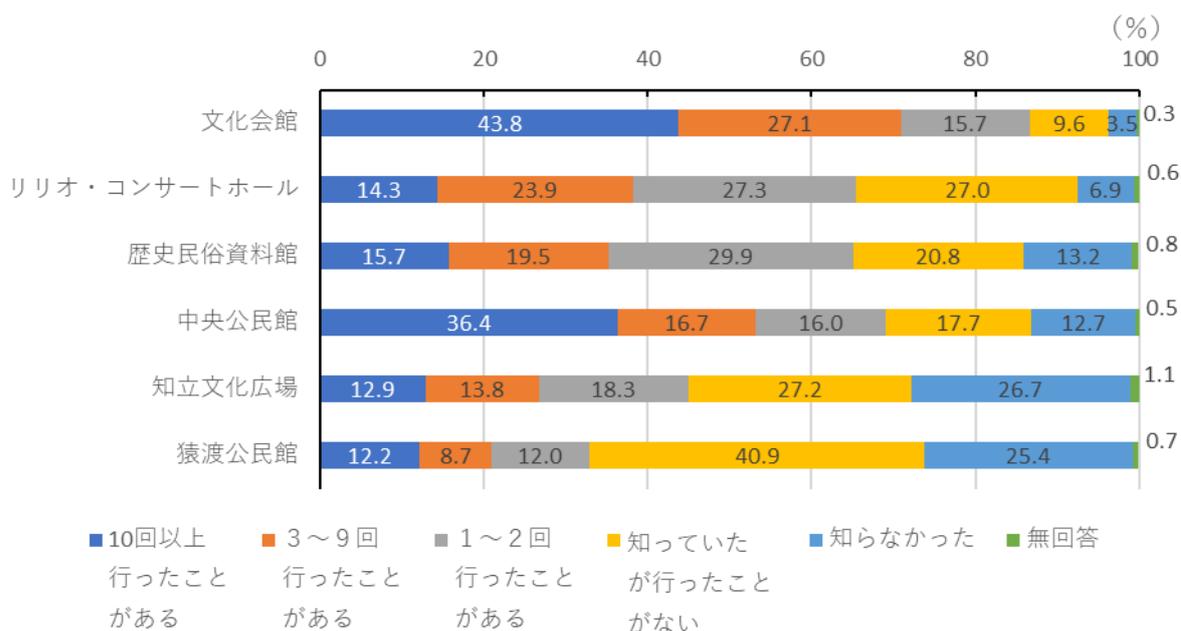


③知立市内の文化芸術施設等の利用状況

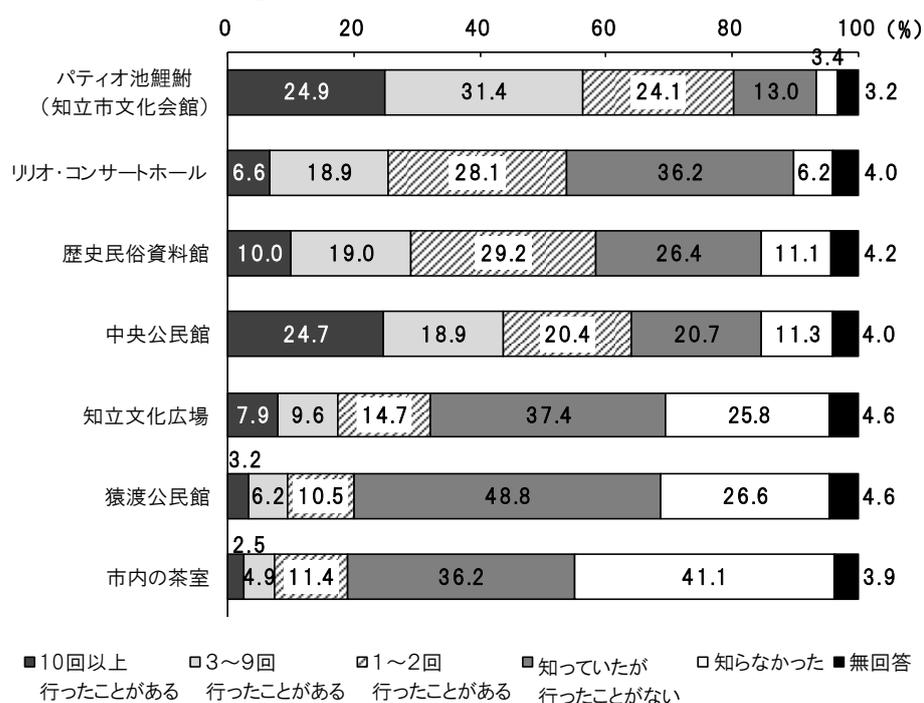
■ あなたは、知立市内の以下の施設について、利用していますか。(それぞれ1つに○)

n=1105

「10回以上行ったことがある」をみると、文化会館(43.8%)と中央公民館(36.4%)が高くなっています。「知らなかった」については、知立文化広場(26.7%)で高くなっています。



【参考：前回(2020年)調査】



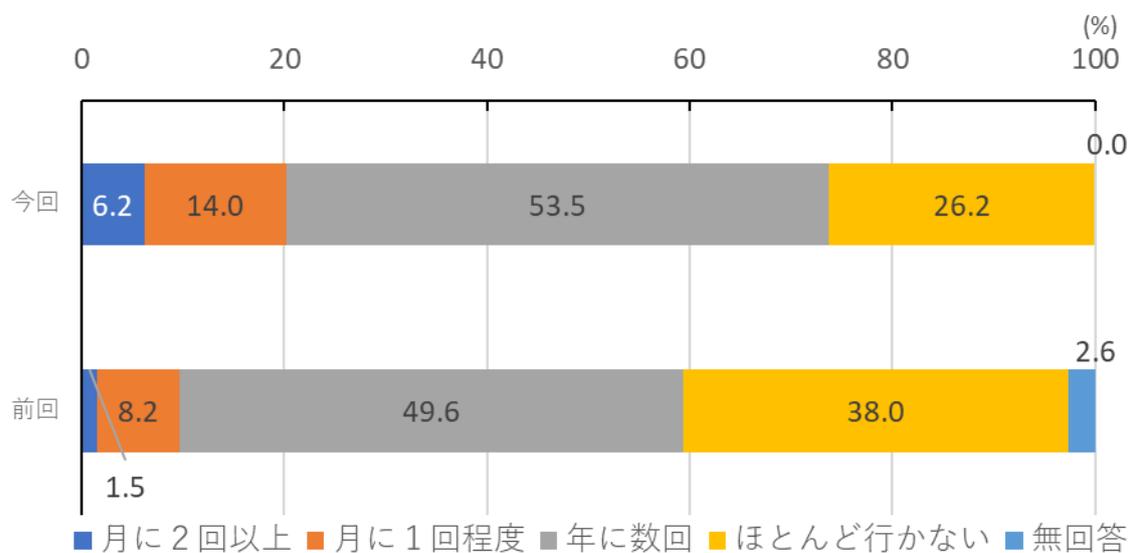
(3) 直接鑑賞

①文化芸術鑑賞の頻度

■ あなたは、コンサートや展覧会など、文化芸術鑑賞にどのくらいお出かけになりますか。(1つに○)

n=1105

「年に数回」が53.5%と最も高く、次いで「ほとんど行かない」が26.2%となっています。



②鑑賞分野

■ あなたは、どのような分野の文化芸術鑑賞をしていますか。また、今後鑑賞してみたいですか。(あてはまるすべてに○)

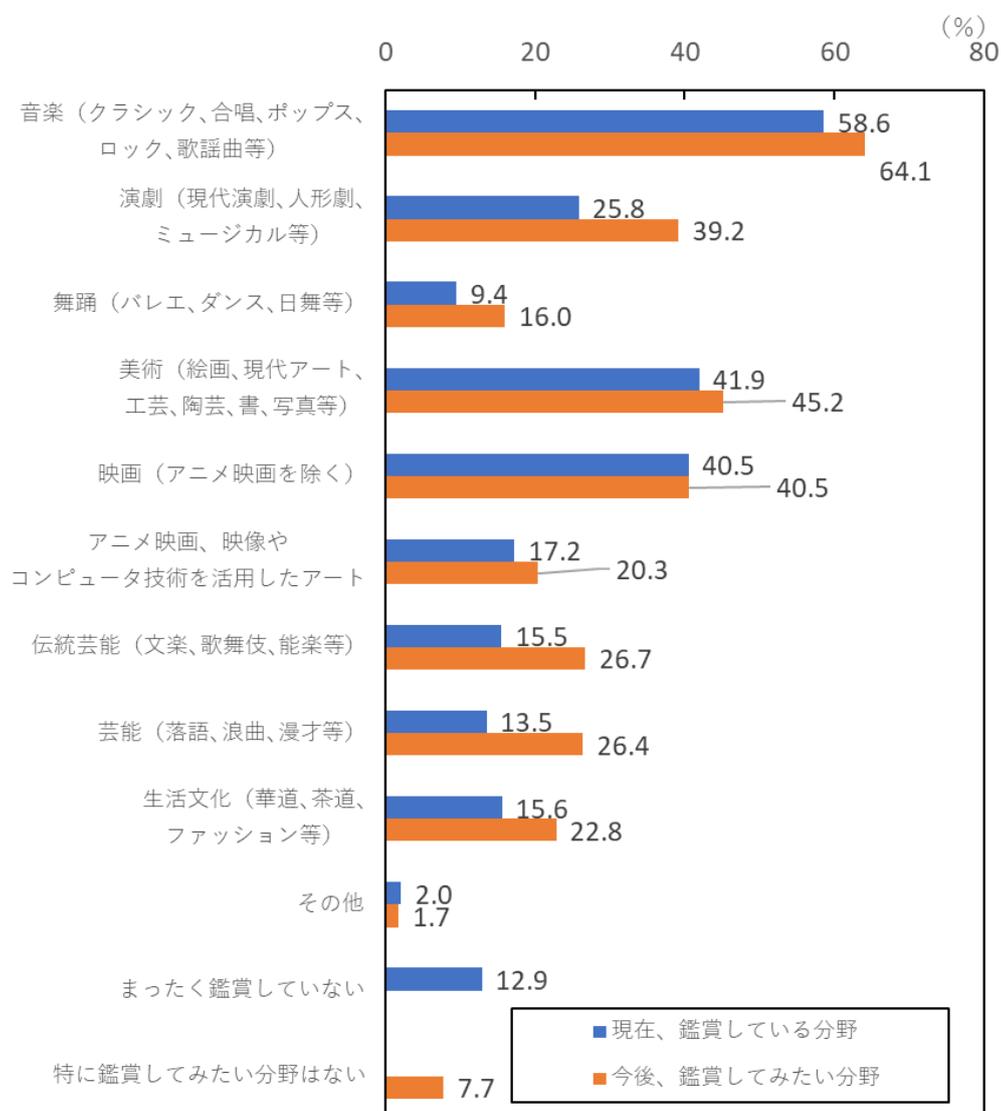
n=1105

○現在、鑑賞している分野

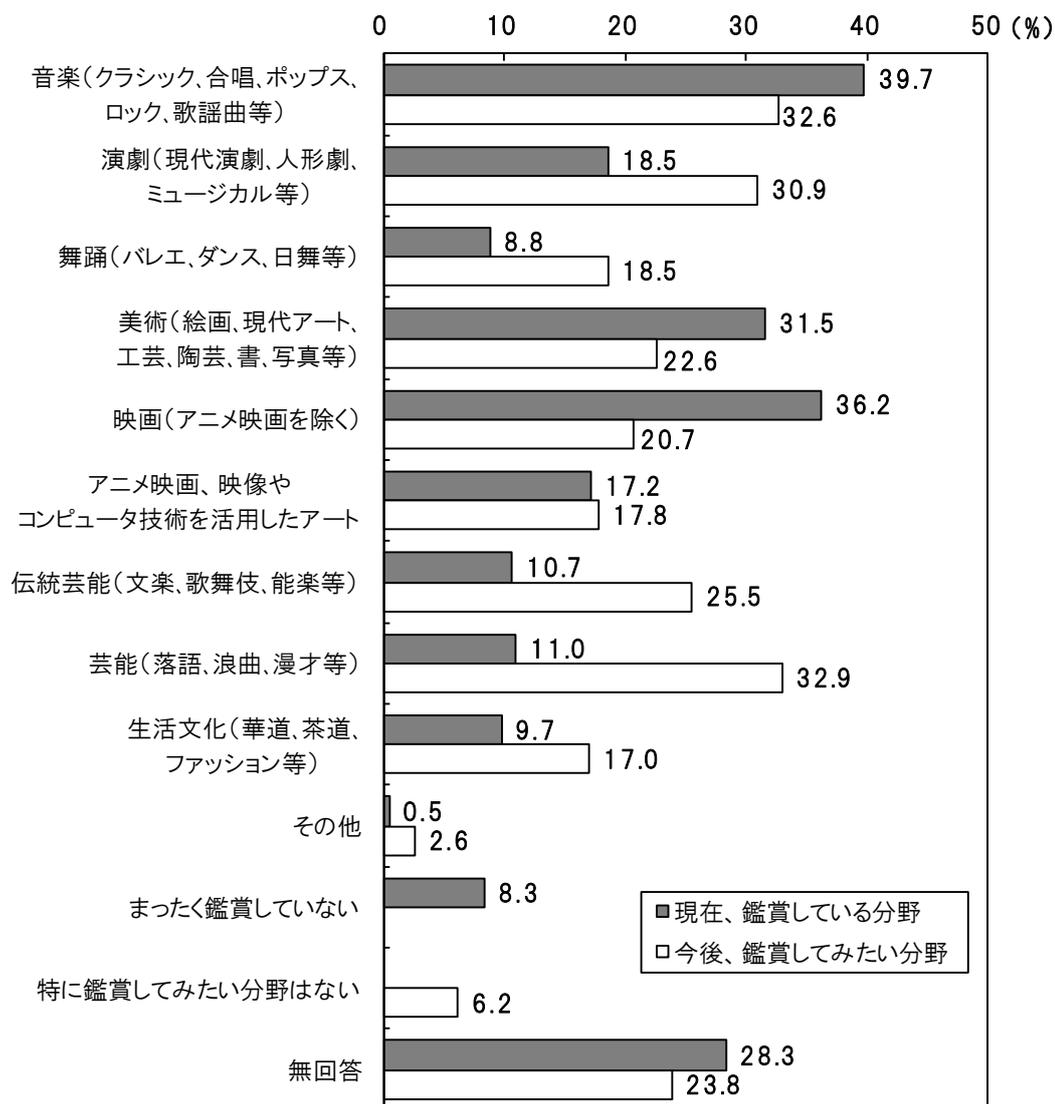
「音楽（クラシック、合唱、ポップス、ロック、歌謡曲等）」が58.6%と最も高く、次いで「美術（絵画、現代アート、工芸、陶芸、書、写真等）」が41.9%、「映画（アニメ映画を除く）」が40.5%、となっています。なお、「まったく鑑賞していない」は12.9%です。

○今後、鑑賞してみたい分野

「音楽」（64.1%）、「美術」（45.2%）、「映画（アニメ映画を除く）」（40.5%）など多様な分野への回答がみられます。



【参考：前回（2020年）調査】

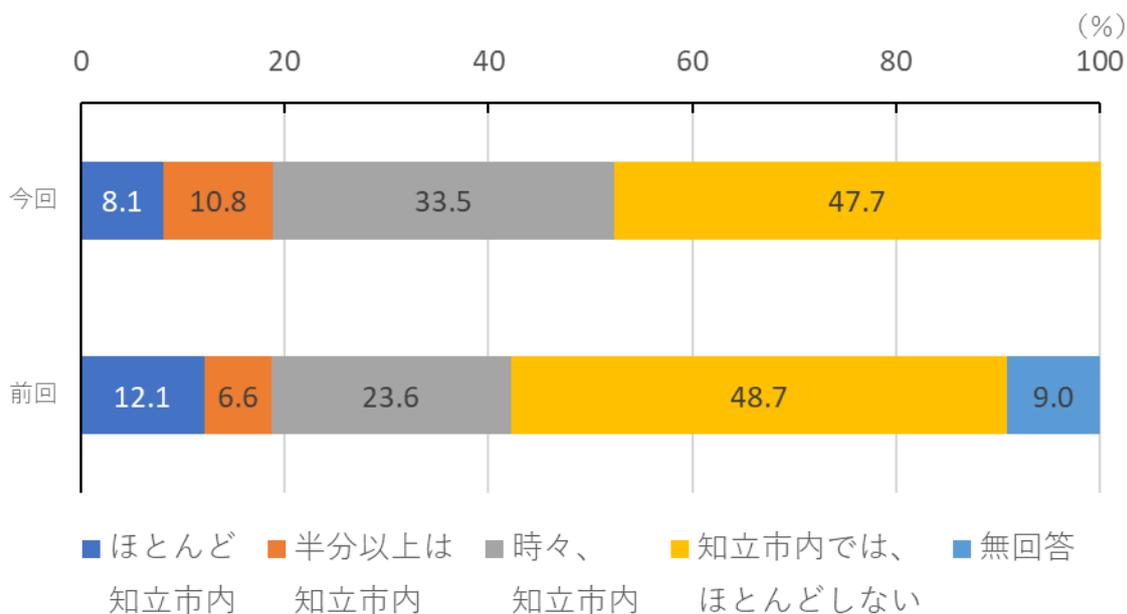


③直接鑑賞の場

■ 直接鑑賞する場所はどこですか。

鑑賞している人 n=965

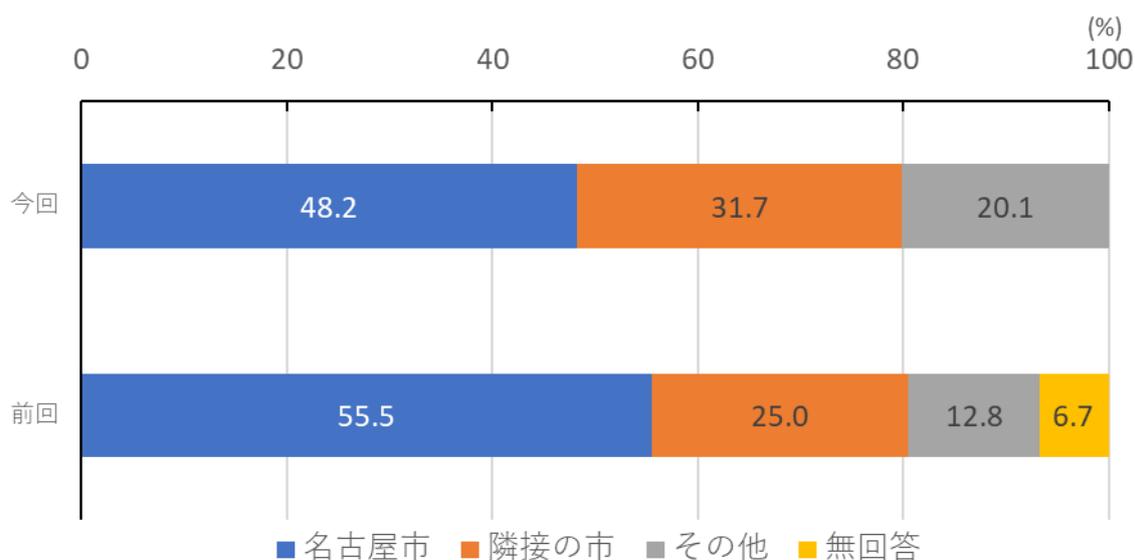
「知立市内では、ほとんどしない」が47.7%と最も高く、次いで「時々、知立市内」が33.5%となっています。



○市外の鑑賞の場

知立市外での鑑賞が多い人 n=783

直接鑑賞の場で「時々、知立市内」「知立市内では、ほとんどしない」の回答者の市外の鑑賞の場について、「名古屋市」が48.2%と最も高く、次いで「隣接の市」が31.7%となっています。

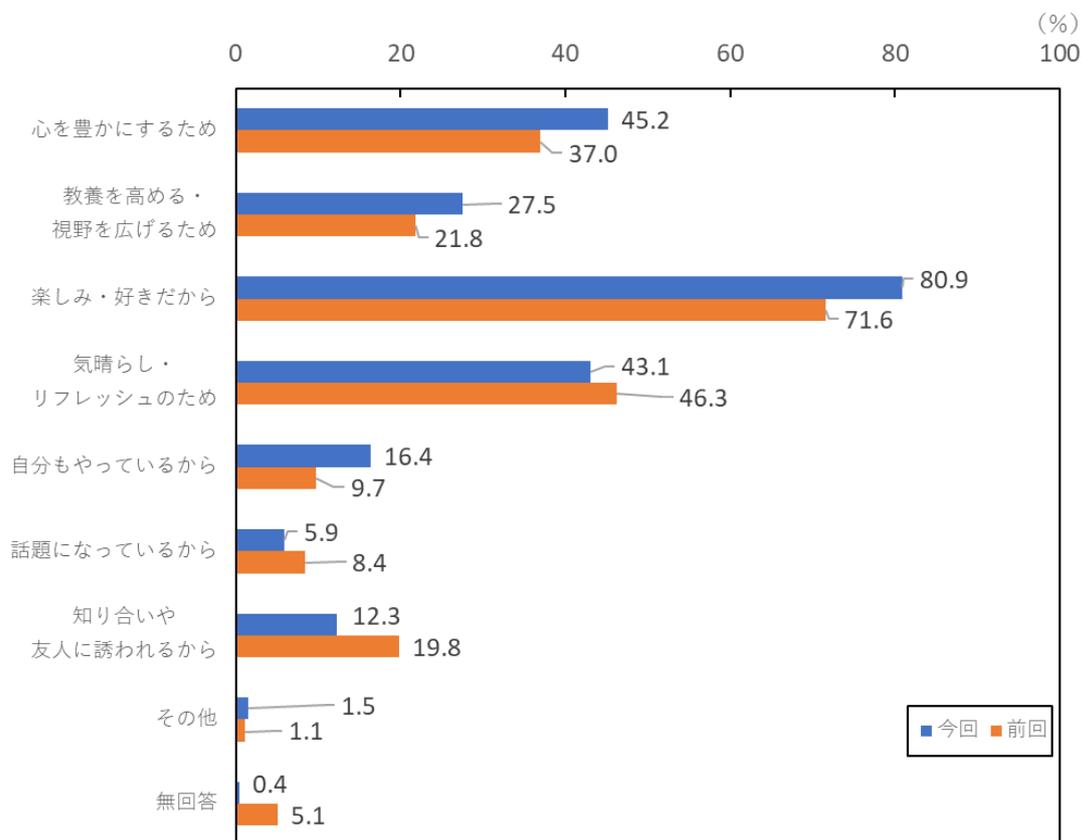


④直接鑑賞の目的

■ あなたが、直接鑑賞する目的は何ですか。(3つまで○)

鑑賞している人 n=965

「楽しみ・好きだから」が80.9%と最も高く、次いで「心を豊かにするため」が45.2%、「気晴らし・リフレッシュのため」が43.1%となっています。



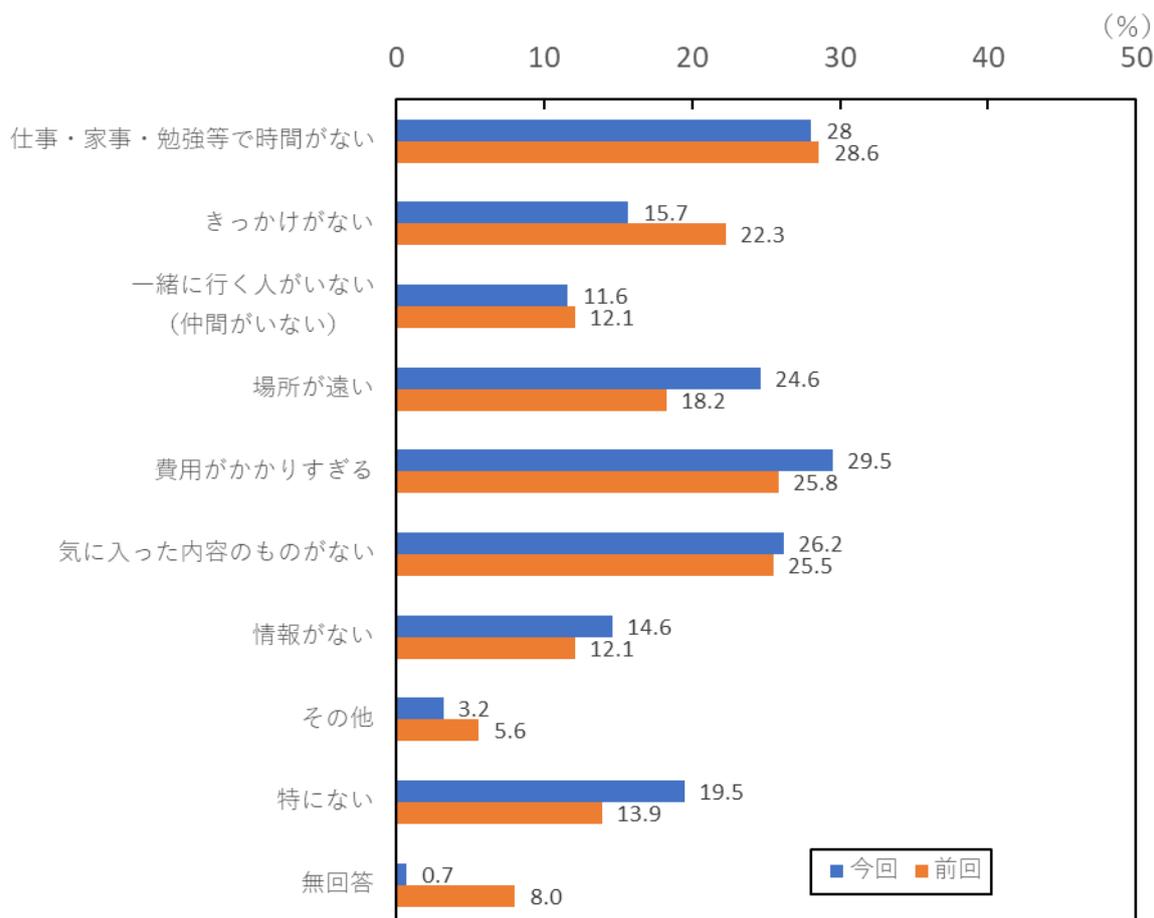
⑤直接鑑賞する上で困ること

■ あなたが施設などで直接鑑賞する上で、お困りのことはありますか。(3つまで)
○)

n=1105

「費用がかかりすぎる」(29.5%)、「仕事・家事・勉強等で時間がない」(28.0%)、「気に入った内容のものがない」(26.2%)、「場所が遠い」(24.6%)、「きっかけがない」(15.7%)、の順に高くなっています。

性別で見ると、男性は「気に入った内容のものがない」「仕事・家事・勉強等で時間がない」、女性は「費用がかかりすぎる」、「仕事・家事・勉強等で時間がない」の割合が他と比べて高くなっています。年齢別で見ると、18歳～49歳は「仕事・家事・勉強等で時間がない」、40～59歳で「費用がかかりすぎる」の割合が他と比べて高くなっています。鑑賞頻度別では、月1回以上で「費用がかかりすぎる」、ほとんど行かないで「きっかけがない」の割合が他と比べて高くなっています。



単位：%

		n	仕事・家事・勉強等 時間がない	きつかけがない	一緒に行く人がいない (仲間がいない)	場所が遠い	費用がかかりすぎる	気に入った内容のもの がない	情報がない	その他	特 に ない	無 回 答
性別	男性	436	26.1%	20.2%	11.2%	17.9%	25.0%	28.0%	16.3%	2.8%	24.5%	0.0%
	女性	649	29.6%	12.8%	12.0%	28.4%	32.2%	24.8%	13.1%	3.5%	16.3%	1.2%
	その他・無回答	20	15.0%	10.0%	5.0%	50.0%	40.0%	30.0%	25.0%	0.0%	15.0%	0.0%
年齢	18歳未満	27	22.2%	18.5%	14.8%	11.1%	18.5%	18.5%	18.5%	0.0%	25.9%	3.7%
	18～29歳	70	38.6%	20.0%	10.0%	28.6%	31.4%	21.4%	15.7%	0.0%	12.9%	1.4%
	30～39歳	96	39.6%	14.6%	14.6%	29.2%	28.1%	30.2%	17.7%	5.2%	11.5%	0.0%
	40～49歳	177	36.7%	13.0%	11.3%	24.9%	35.0%	27.7%	10.2%	4.0%	14.1%	0.6%
	50～59歳	291	29.2%	18.6%	14.4%	24.4%	32.3%	28.5%	15.5%	2.7%	18.2%	0.3%
	60～69歳	276	24.3%	12.7%	9.1%	23.9%	28.6%	27.9%	17.8%	4.7%	18.8%	1.4%
	70歳以上	168	12.5%	16.7%	9.5%	23.8%	22.0%	18.5%	9.5%	1.2%	35.1%	0.0%
頻度	月1回以上	224	25.0%	3.6%	9.8%	36.6%	38.8%	24.6%	10.3%	4.9%	22.8%	1.3%
	年に数回	591	30.3%	13.0%	10.3%	27.1%	30.5%	26.7%	16.4%	3.2%	17.3%	0.7%
	ほとんど行かない	290	25.5%	30.3%	15.5%	10.3%	20.3%	26.2%	14.1%	1.7%	21.7%	0.3%

(4) 創作・練習など文化活動

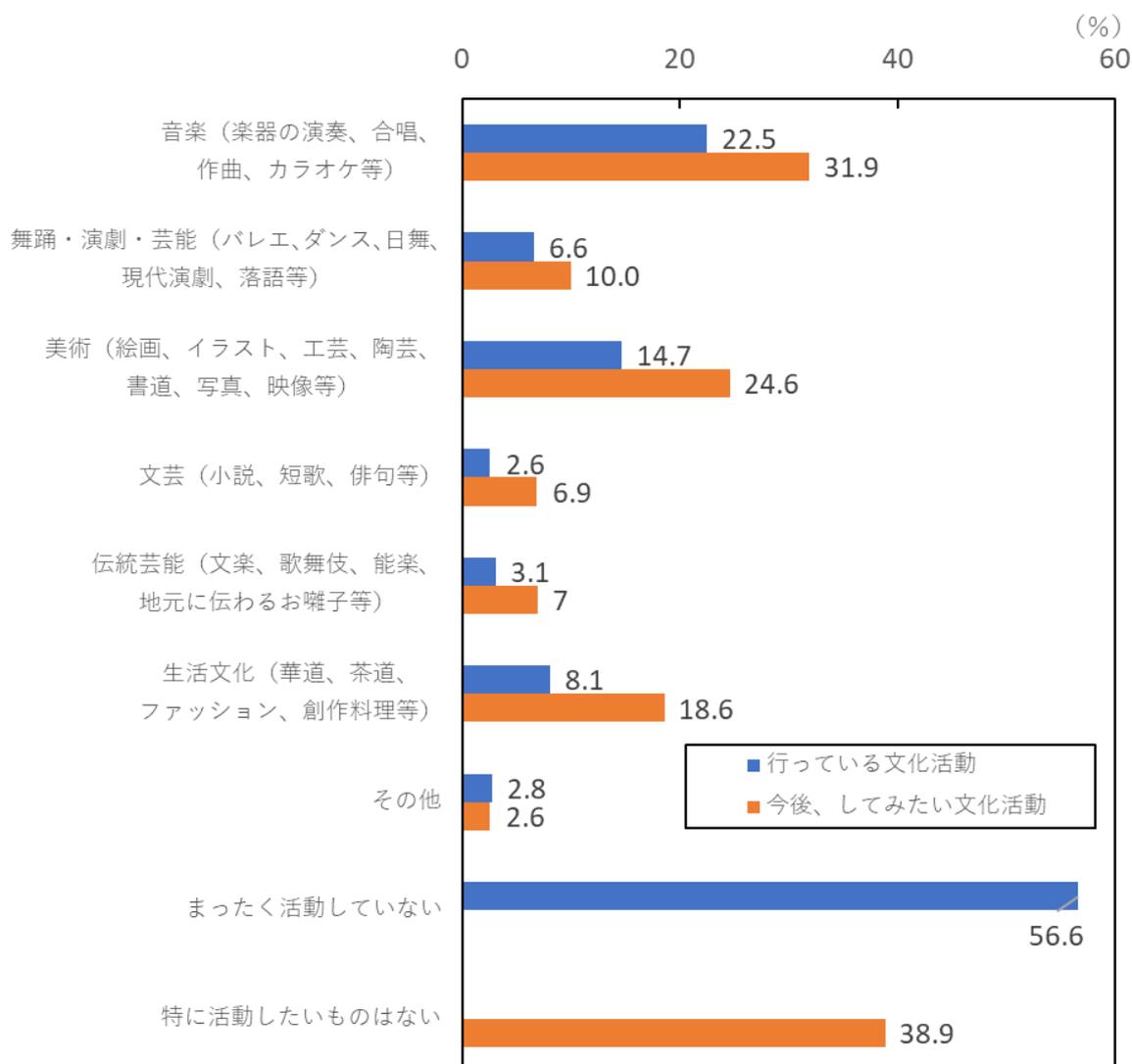
①文化活動の分野

■ あなたは、この1年間に、どのような創作・練習・発表などの文化活動に参加していますか。また、今後どのような文化活動をしたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

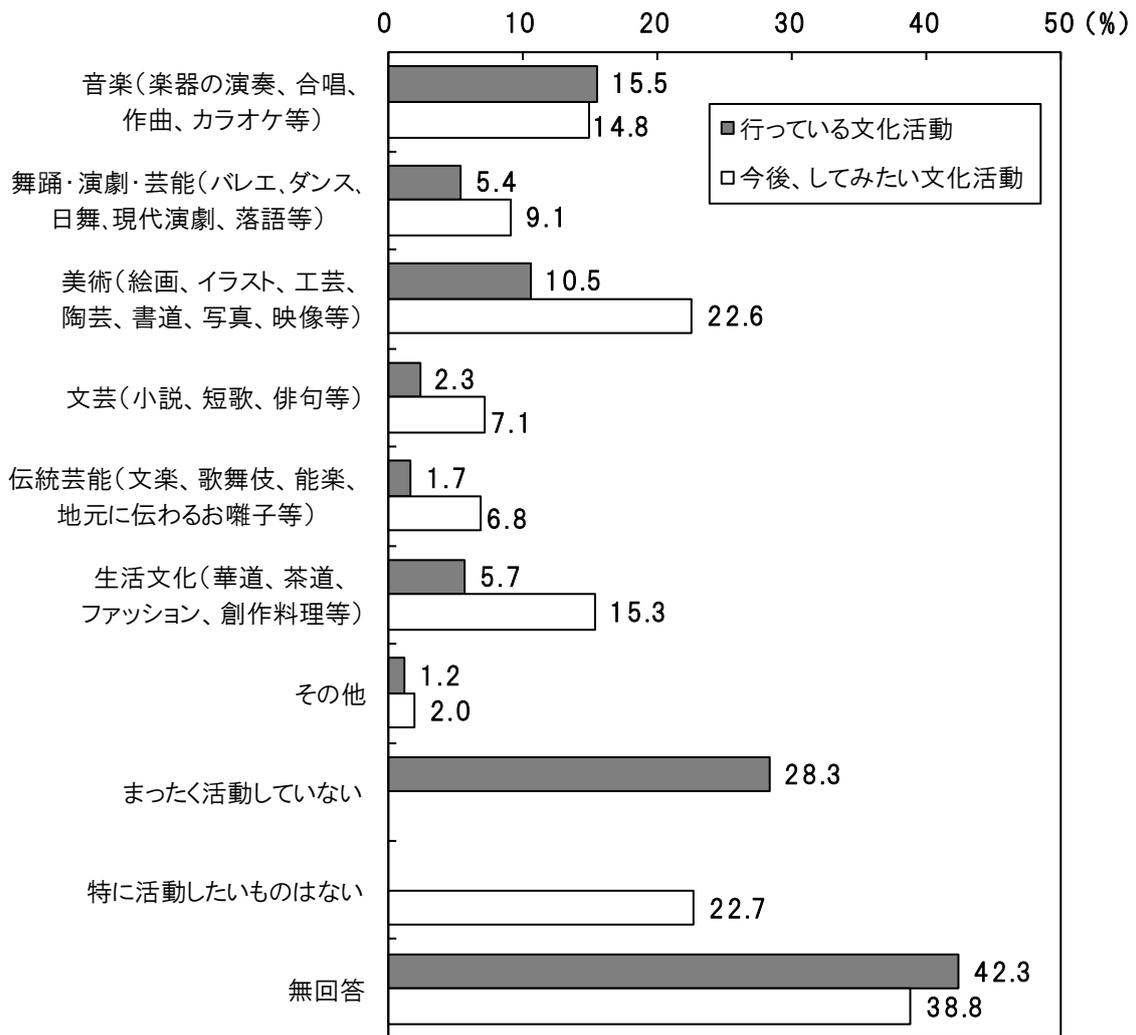
n=1105

現在、活動している分野について、「音楽（楽器の演奏、合唱、作曲、カラオケ等）」が22.5%と最も高く、次いで「美術（絵画、イラスト、工芸、陶芸、書道、写真、映像等）」が14.7%となっています。

今後、活動してみたい分野について、「音楽（楽器の演奏、合唱、作曲、カラオケ等）」が31.9%と最も高く、次いで「美術（絵画、イラスト、工芸、陶芸、書道、写真、映像等）」が24.6%、「生活文化（華道、茶道、ファッション、創作料理等）」18.6%となっています。



【参考：前回（2020年）調査】

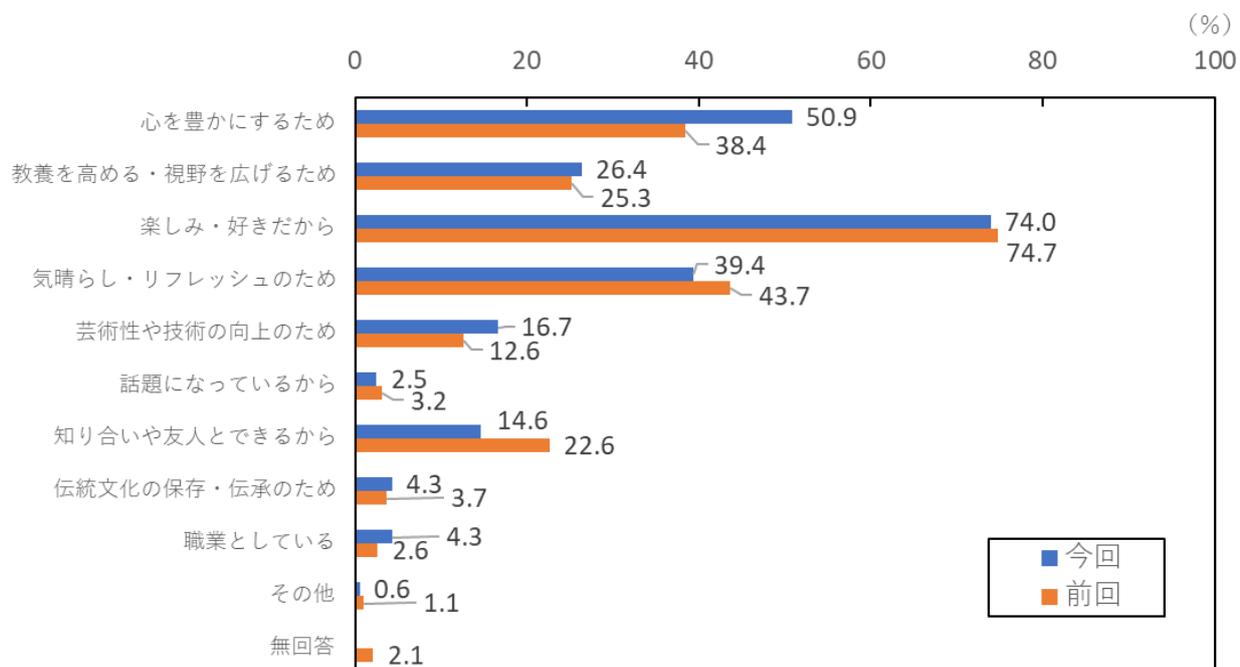


②文化活動の目的

■ あなたの文化活動の目的を次の中から選んでください。(3つまで○)

活動している人 n=485

「楽しみ・好きだから」が74.0%と最も高く、次いで「心を豊かにするため」が50.9%、「気晴らし・リフレッシュのため」が39.4%となっています。



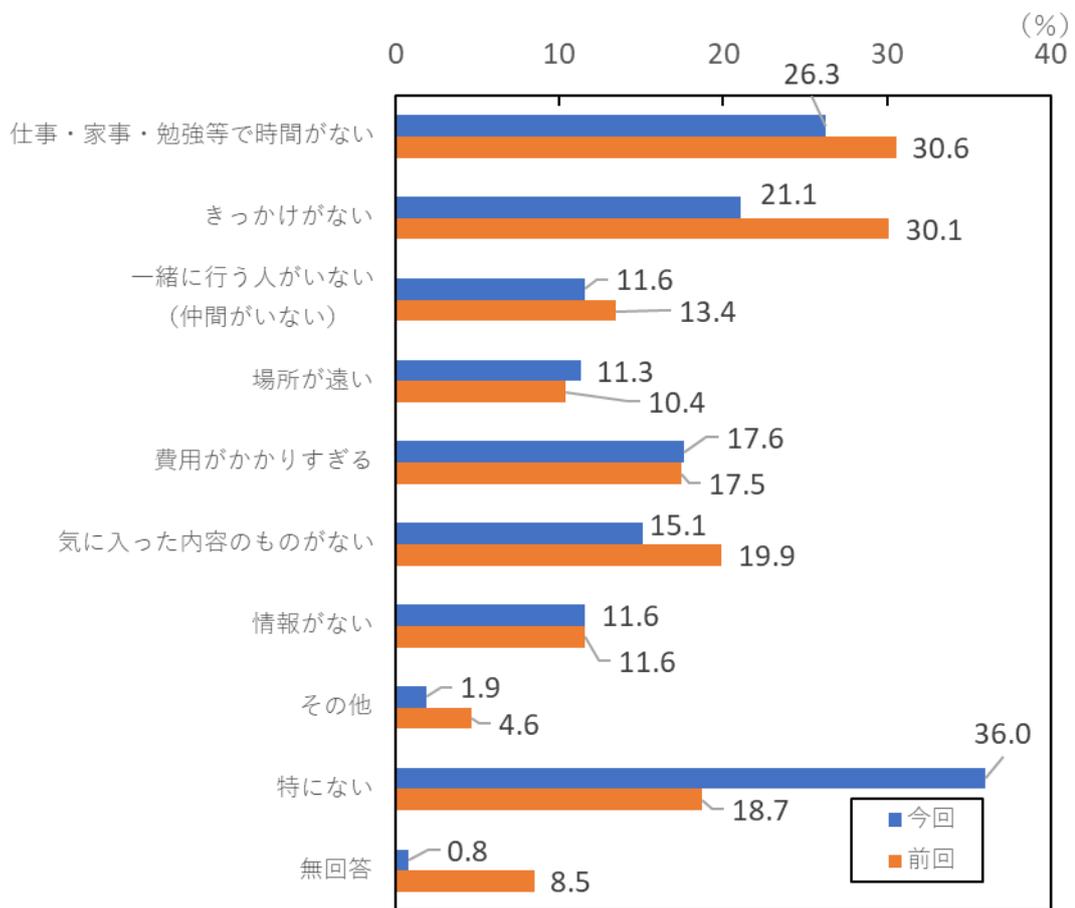
③文化活動をする上で困ること

■ あなたが文化活動をする上で、お困りのことはありますか。(3つまで○)

n=1105

「仕事・家事・勉強等で時間がない」(26.3%)、「きっかけがない」(21.1%)が高くなっています。

性別で見ると、男女ともに「仕事・家事・勉強等で時間がない」の割合が最も高くなっています。年齢別で見ると、18～59歳は「仕事・家事・勉強等で時間がない」、60歳以上は「きっかけがない」の割合が最も高くなっています。また、18～29歳は「一緒に行く人がいない(仲間がいない)」の割合が他と比べて高くなっています。活動別では、文化活動をしている人は「仕事・家事・勉強等で時間がない」、「費用がかかりすぎる」、文化活動をしていない人は「仕事・家事・勉強等で時間がない」、「きっかけがない」の割合が他と比べて高くなっています。



単位：%

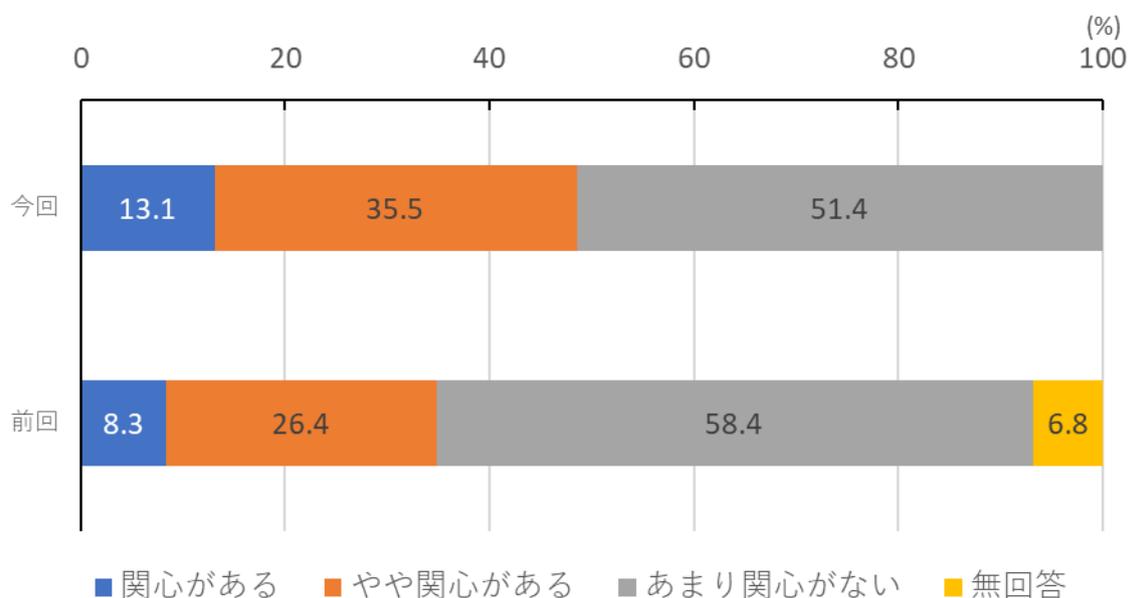
		n	仕事・家事・勉強等 時間がない	きつかけがない	(一緒に 行く人が いない)	場所が 遠い	費用が かかり すぎる	気が 入った 内容の もの がない	情報 がない	その他	特 に ない	無 回 答
性別	男性	436	23.2%	22.9%	12.4%	7.1%	11.5%	13.3%	11.5%	2.1%	42.7%	0.2%
	女性	649	28.4%	19.4%	10.9%	14.0%	21.4%	15.9%	11.1%	1.8%	31.4%	1.1%
	その他・無回答	20	15.0%	25.0%	10.0%	10.0%	20.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	5.0%
年齢	18歳未満	27	14.8%	14.8%	7.4%	14.8%	18.5%	7.4%	3.7%	0.0%	51.9%	0.0%
	18～29歳	70	41.4%	22.9%	24.3%	15.7%	24.3%	5.7%	11.4%	0.0%	24.3%	2.9%
	30～39歳	96	38.5%	18.8%	14.6%	13.5%	16.7%	16.7%	13.5%	1.0%	28.1%	0.0%
	40～49歳	177	41.2%	15.3%	11.3%	7.9%	19.2%	13.0%	6.8%	1.7%	34.5%	0.0%
	50～59歳	291	27.8%	22.7%	9.3%	8.9%	15.8%	15.1%	12.0%	0.7%	38.5%	0.3%
	60～69歳	276	18.5%	21.7%	11.2%	13.0%	18.5%	18.8%	15.6%	3.6%	33.0%	1.1%
	70歳以上	168	7.7%	23.8%	9.5%	11.9%	14.3%	14.9%	8.9%	3.0%	43.5%	1.8%
活動	活動している	485	27.6%	14.8%	10.9%	18.8%	26.0%	13.6%	9.3%	28.9%	2.9%	1.0%
	活動していない	620	24.8%	25.6%	11.9%	5.3%	10.8%	16.1%	13.2%	41.1%	1.1%	0.6%

④文化講座終了後の活動継続への関心度

■ あなたは、文化講座に参加して、終了後にグループを作って活動をしていくことについて、関心がありますか。(1つに○)

n=1105

「関心がある」が13.1%、「やや関心がある」が35.5%となっています。



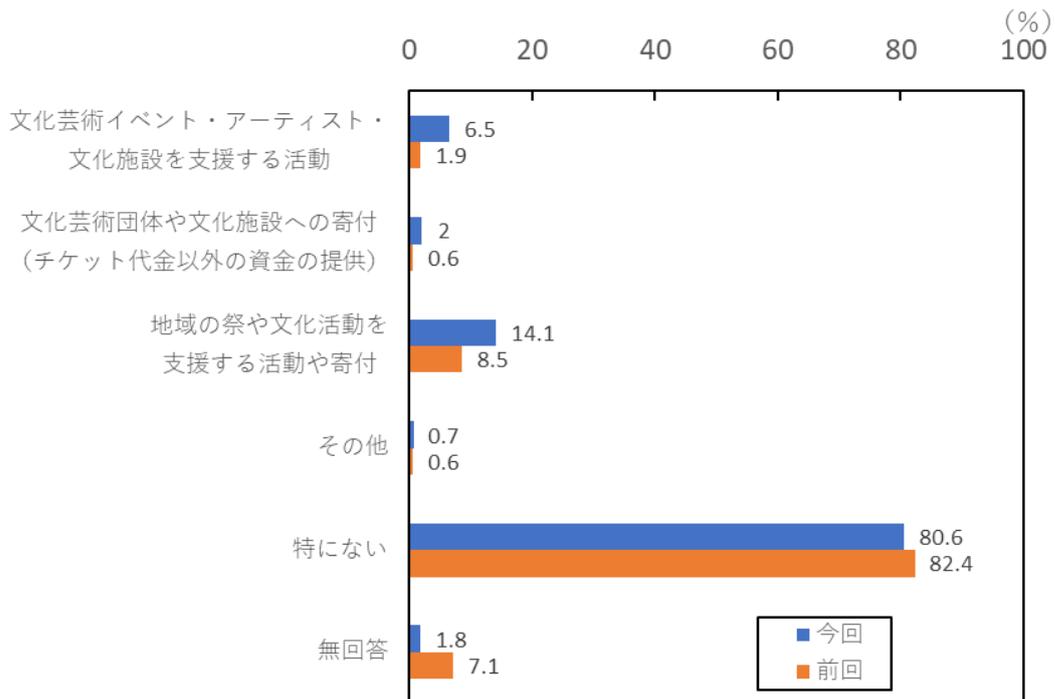
(5) 文化活動の支援

①過去1年間の文化活動の支援の経験

■ あなたは、この1年間に、文化活動の支援（ボランティア）を行ったことがありますか。（あてはまるすべてに○）

n=1105

「特にない」が80.6%で、「地域の祭や文化活動を支援する活動や寄付」が14.1%となっています。

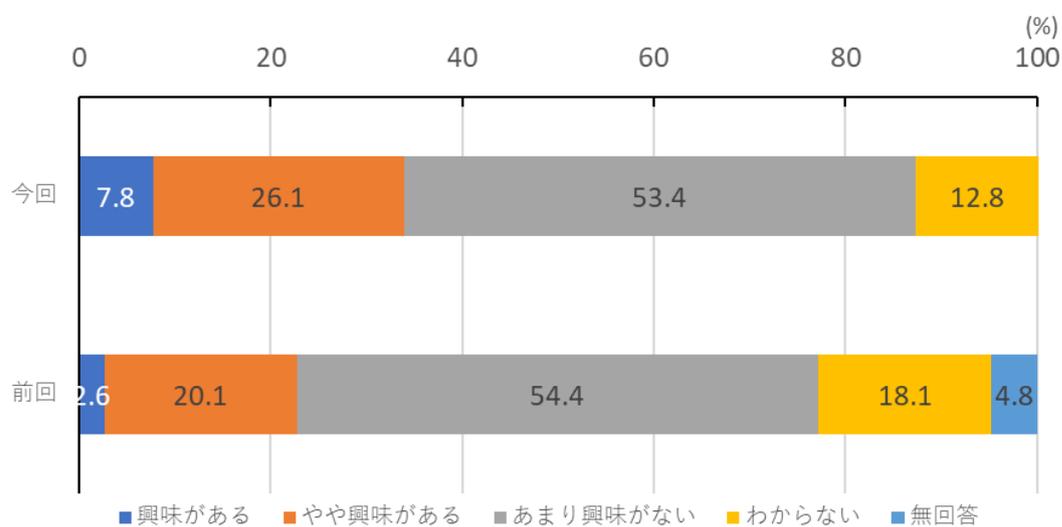


②文化活動を支援するボランティア活動への興味

■ 文化活動を支援するボランティア活動に興味はありますか。(1つに○)

n=1105

「興味がある」が7.8%、「やや興味がある」が26.1%となっています。



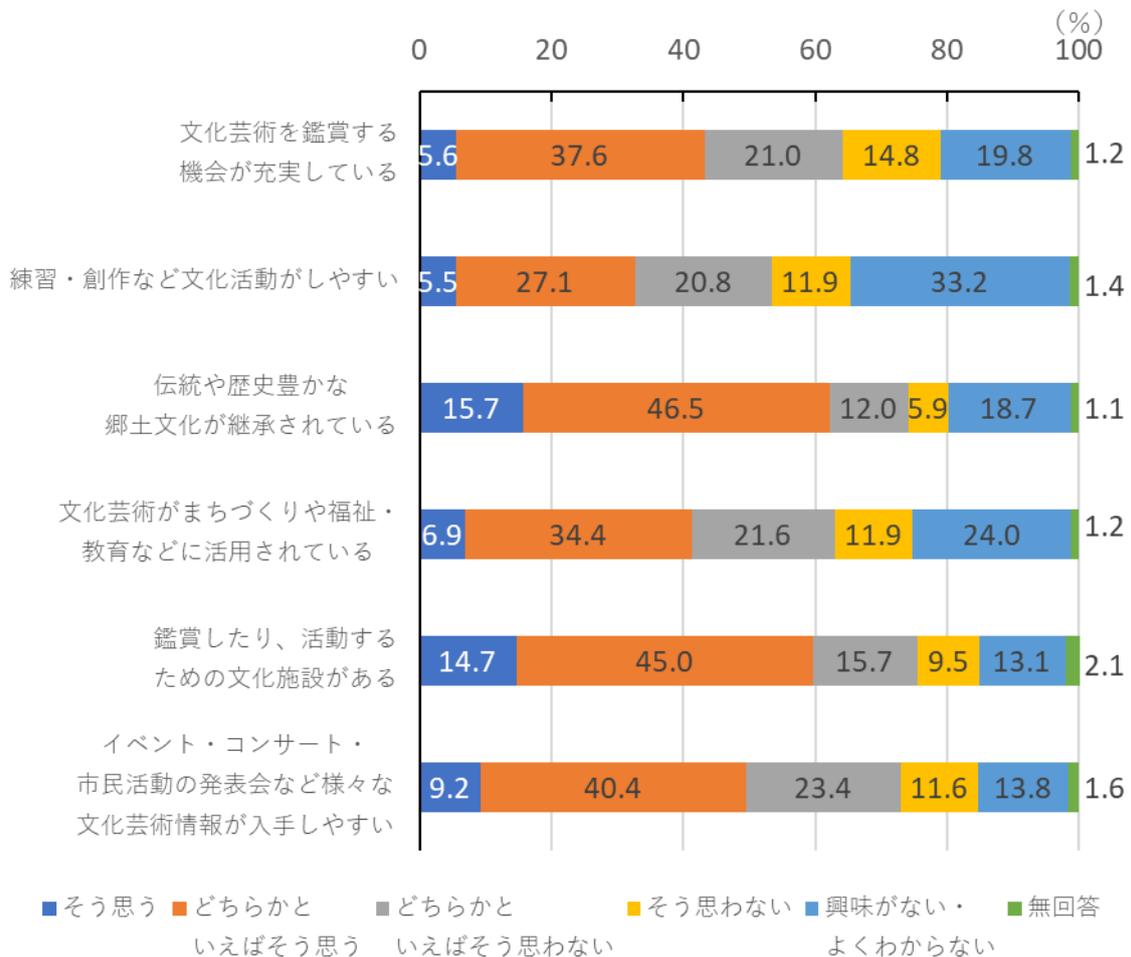
(6) 文化芸術の推進について

①知立市の文化芸術環境

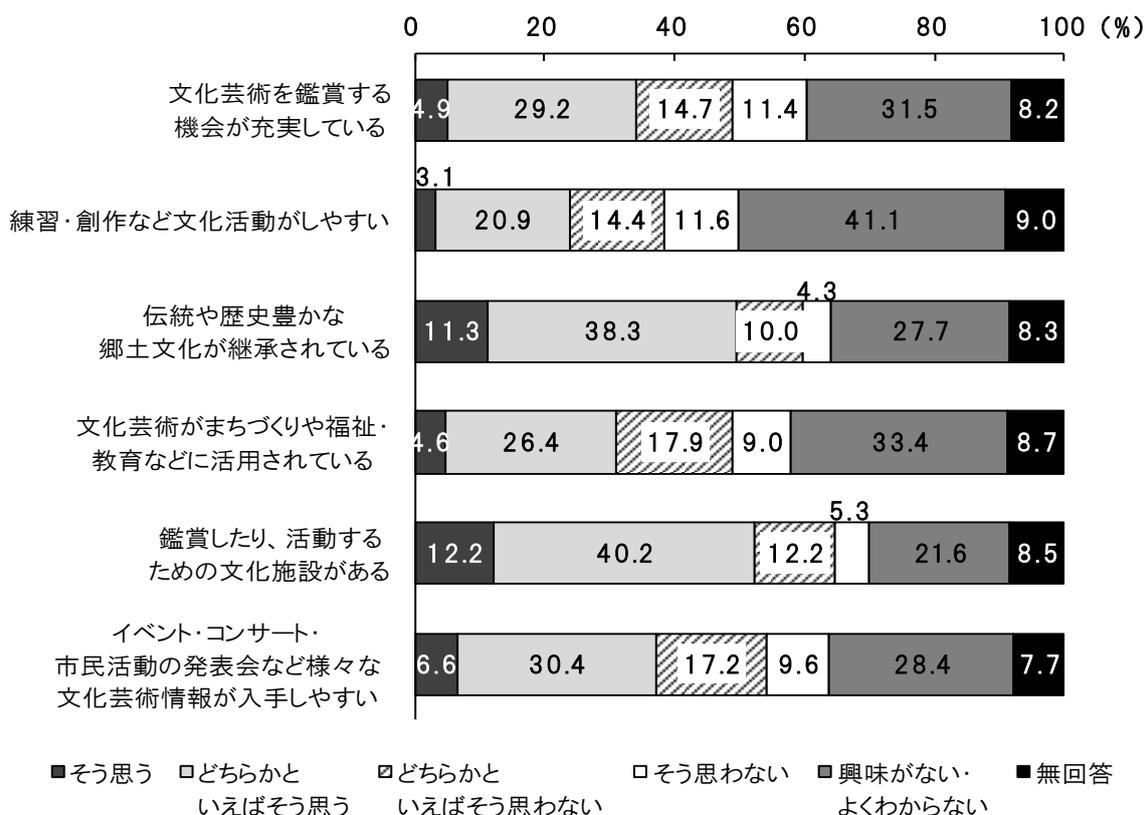
■ あなたは、知立の文化芸術環境について、どのようにお考えですか。(それぞれ1つに○)

n=1105

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合をみると、「伝統や歴史豊かな郷土文化が継承されている」と「鑑賞したり、活動するための文化施設がある」で他の項目と比べて高く、「練習・創作など文化活動がしやすい」「文化芸術がまちづくりや福祉・教育などに活用されている」で他の項目と比べて低くなっています。



【参考：前回（2020年）調査】

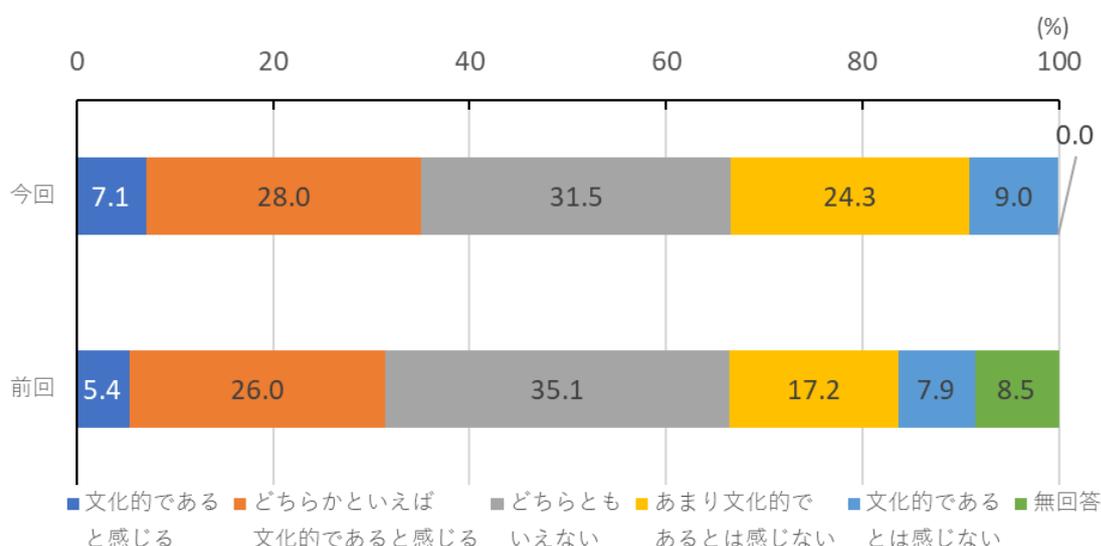


②知立市が「文化的なまち」と感じるかどうか

■ あなたは、知立市を「文化的なまち」と感じますか。（1つに○）

n=1105

「どちらともいえない」が31.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば文化的であるとを感じる」が28.0%となっています。

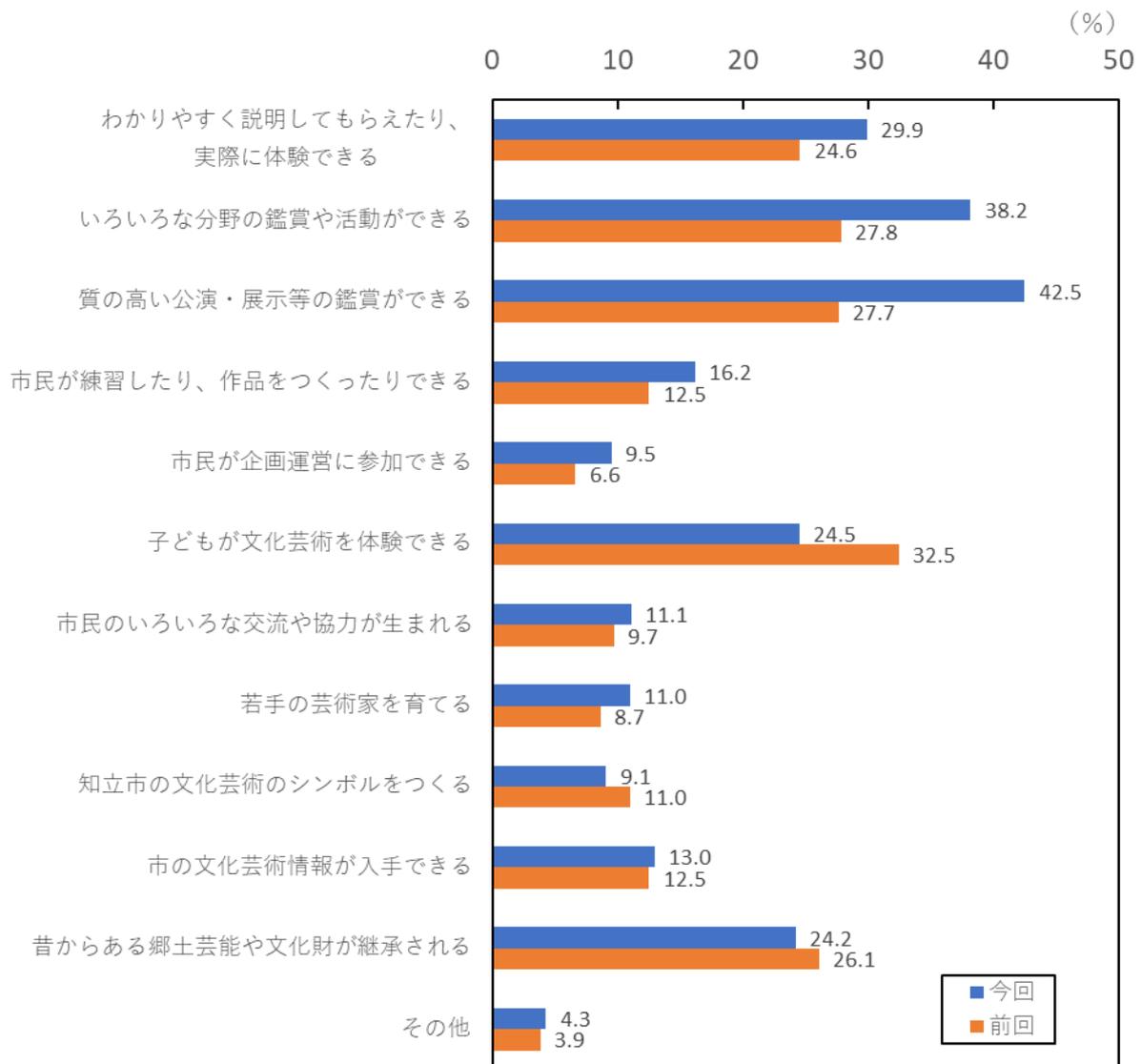


③文化芸術振興に取り組むにあたり力を入れるべきこと

■ 知立市が文化芸術振興に取り組むにあたり、どのような環境づくりに、一層、力を入れる必要があるとお考えですか。(一層充実すべきこと3つまで○)

n=1105

「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」が42.5%と最も高く、次いで「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」が38.2%、「わかりやすく説明してもらえたり、実際に体験できる」が29.9%となっています。

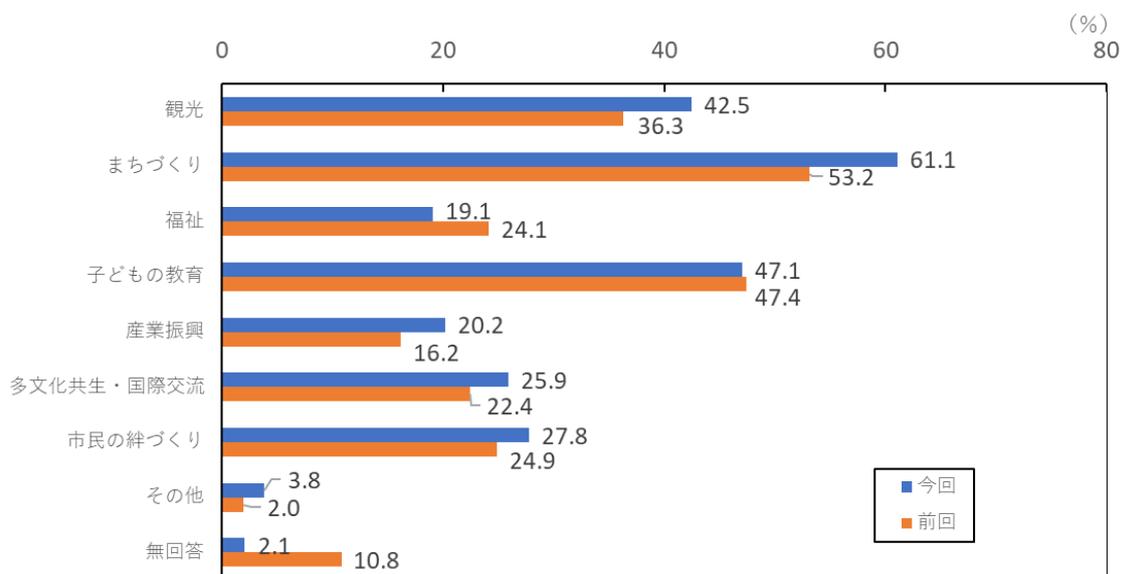


④文化芸術を活かす分野

■ 知立市において、文化芸術をどのような分野に活かすとよいとお考えですか。
 (あてはまるすべてに○)

n=1105

「まちづくり」が61.1%と最も高く、次いで「子どもの教育」が47.1%、「観光」が42.5%となっています。



知立市文化芸術推進基本計画 中間報告書

発行日 2026年3月
発行 知立市教育委員会
編集 知立市教育委員会文化課文化振興係
〒472-0053 知立市南新地 2-3-3
Tel 0566-83-1133
E-mail siryokan@city.chiryu.lg.jp
